

D V 被害者支援等に関する調査

【 報告書 】

平成 21 年 3 月

岡山市市民局男女共同参画課

D V 被害者支援等に関する調査グループ

はじめに

国際社会において女性に対する暴力根絶の取り組みがなされる中で、わが国においては平成 14 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行されました。この法律で、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとされ、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であるとされました。

本市においても、平成 13 年に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を制定し、平成 14 年度から男女共同参画相談支援センターの設置や DV 被害者の緊急一時保護を開始するなど DV 施策に積極的に取り組んできました。また、平成 16 年には全国の都市に先がけて配偶者暴力相談支援センター業務を開始するなど、その充実を図ってきました。

こうした中、平成 20 年 1 月に DV 防止法が改正され、市町村においても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV 防止基本計画）」の策定が努力義務とされました。これを受け、本市ではこれまでの市民協働による DV 防止の取組を基礎として、新たに市民の皆様と協働で DV 被害者支援等に関する調査グループを立ち上げ、当該計画策定の基礎資料とするために本調査を実施しました。

このたび取りまとめた調査結果を反映させて平成 21 年度に岡山市 DV 防止基本計画を策定し、DV 防止及び DV 被害者支援の充実を図り、DV が根絶されすべての市民が安心していきいき暮らせる「政令指定都市・岡山」をめざします。

最後になりましたが、大変お忙しい中このアンケートにご協力をいただいた全国女性シェルターネット参加団体の皆様、本調査の実施にあたってご尽力をいただいた DV 被害者支援等に関する調査グループ員の皆様及び助言者の先生、市男女共同参画専門委員会委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

岡山市長 高谷 茂男

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 調査の概要 | 1 |
| 第2章 調査対象の概要 | 2 |
| 第3章 調査結果の概要 | |
| 1 シェルター（ステップハウスを含む）について | 3 |
| 2 DV被害者の自立に関する支援について | 6 |
| 3 外国人のDV被害者に対する相談業務について | 15 |
| 4 障害者のDV被害者に対する相談業務について | 18 |
| 5 DV加害者への対応について | 20 |
| 6 デートDVへの対応について | 22 |
| 7 地方公共団体との連携等について | 25 |
| 8 団体の運営について | 30 |
| 9 団体の意見 | 32 |
| 第4章 調査結果から見える現状と課題 | 35 |
| 調査票 | 38 |
| 参考資料 | |
| 岡山市のDV対策事業の現状 | 47 |
| データで見る岡山市のDV対策事業 | 49 |

第1章 調査の概要

1 調査の目的

DV被害者支援及びDV防止にあたっては民間のDV被害者支援団体との連携は不可欠であるとの認識のもと、民間団体と地方公共団体との連携のあり方や、より有効なDV被害者支援策等について、その実状及び課題を把握することを目的とする。また、岡山市の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」策定にあたっての参考資料とする。

2 調査項目

- 1 シェルター（ステップハウスを含む）について
- 2 DV被害者の自立に関する支援について
- 3 外国人のDV被害者に対する相談業務について
- 4 障害者のDV被害者に対する相談業務について
- 5 DV加害者への対応について
- 6 デートDVへの対応について
- 7 地方公共団体との連携等について
- 8 団体の運営について
- 9 団体の意見

3 調査の設計

- | | |
|---------|--|
| 1 調査対象 | 全国女性シェルターネット参加団体 |
| 2 標本数 | 61 団体 |
| 3 調査方法 | 郵送法 |
| 4 調査時期 | 平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月 |
| 5 実施主体 | 岡山市市民局男女共同参画課 DV被害者支援に関する調査グループと協働で調査票を作成 |
| 6 調査の集計 | 岡山市市民局男女共同参画課 |

4 回収結果

- | | |
|---------|-------|
| 1 調査対象 | 61 団体 |
| 2 返信数 | 28 団体 |
| 3 有効回収数 | 27 団体 |
| 4 無効数 | 1 団体 |
| 5 未回収数 | 33 団体 |
| 6 有効回収率 | 44.3% |

第2章 調査対象の概要

【民間シェルター活動年数】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 活動年数 | 1年 | 2年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 11年 | 12年 | 13年 | 15年 | 16年 | 無回答 |
| 回答団体数 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 5 |

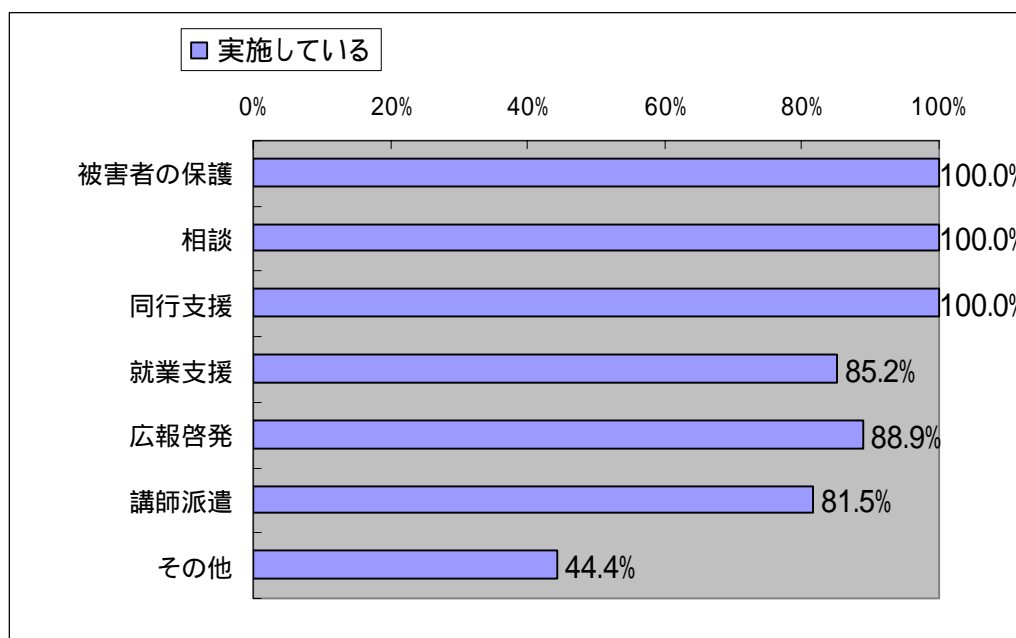
【スタッフ数（相談員を含む）】

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 10人 | 12人 | 13人 | 14人 | 15人 | 16人 | 17人 | 19人 | 20人 | 27人 | 59人 |
| 回答団体数 | 1 | 3 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【相談員数】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 10人 | 12人 | 13人 | 15人 | 26人 |
| 回答団体数 | 2 | 3 | 3 | 1 | 3 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |

【活動内容】



第3章 調査結果の概要

【 シェルター（ステップハウスを含む）について 】

問1 運営しているシェルター（ステップハウスを含む）の施設数を記入してください。

< 施設のタイプ別集計 >

| タイプ | ワンルーム～1LDK | 2DK～2LDK | 3DK～3LDK | 一戸建 | その他 |
|-------|------------|----------|----------|-----|-----|
| 回答団体数 | 10 | 6 | 9 | 12 | 2 |

「その他」の回答内容は、「独身寮」「ホテル等施設利用」であった。

< 運営施設数別集計 >

| 施設数 | 1施設 | 2施設 | 3施設 | 4施設 | 5施設 | 6施設 | 12施設 | 施設なし | 無回答 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 回答団体数 | 11 | 4 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |

運営しているシェルターの施設数は、1施設とした団体が約半数となっている。1施設と回答した11団体について施設のタイプをみると、ワンルーム～1LDKは1団体、2DK～2LDKは1団体、3DK～3LDKは6団体、一戸建は3団体となっている。

問2 DV被害者が貴団体の施設をステップハウスとして利用する場合、入居できる期間に制限（目安）がありますか。「はい」の場合、その期間を記入してください。

< 入居できる期間の制限の有無 >

| 制限の有無 | 制限なし | 制限あり | 利用不可 |
|-------|------|------|------|
| 回答団体数 | 9 | 9 | 9 |

< 制限ありの場合の期間 >

| 期間 | 3ヶ月 | 3～6ヶ月 | 6ヶ月 | 18ヶ月 | 24ヶ月 | 無回答 |
|-------|-----|-------|-----|------|------|-----|
| 回答団体数 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |

ステップハウスとして利用できる施設があるのは18団体（約3分の2）の団体となっており、そのうちの半数の団体で入居期間の目安を設けている。その期間は、3ヶ月から24ヶ月まで幅広くなっている。

問3 DV被害者が貴団体の施設を利用する場合、利用料は必要ですか。「はい」の場合、差し支えなければ金額を記入してください。

シェルターとして利用する場合

| 利用料の要否 | 利用料不要 | 利用料要 | 非該当 |
|--------|-------|------|-----|
| 回答団体数 | 8 | 18 | 1 |

非該当の1団体は、ステップハウスのみを運営。

利用料が必要と回答した18団体についてみると、大人と子どもを別料金として設定している団体が7団体となっている。他の市町村からの利用者に別料金の設定をしていると回答した団体は2団体となっている。大人の利用料金は1日1,000円から3,000円の間での設定となっており、最も多い料金設定は1日1,500円(9団体)となっている。続いて2,000円(3団体)と1,000円(3団体)が並んでいる。子どもの利用料金は1日300円から1,000円の間での設定となっている。

ステップハウスとして利用する場合

| 利用料の要否 | 利用料不要 | 利用料要 | 非該当 |
|--------|-------|------|-----|
| 回答団体数 | 5 | 13 | 9 |

非該当の9団体は、問2で「ステップハウスとしては利用できない」と回答した団体。

利用料が必要と回答した13団体についてみると、利用料金は日額で算出する団体と月額での団体があり、光熱費を別に必要とするなど、その料金の設定の仕方はさまざまである。一月の利用料金が30,000円から50,000円の間となるのは9団体である。

問4 次にあげるDV被害者からの入居の申し出に対して、これまでに入居を断ったことがありますか。あてはまるものすべてにチェックし、その件数を記入してください。また、断った事例がある場合は、その理由について可能な範囲で記入してください。

< a:身体的障害のある被害者 >

断ったことがあると回答した団体は7団体で、その件数は1団体につき最大で2件となっている。断った理由として回答があったのは主に次のとおりである。

- ・シェルターでは夜間スタッフがいないし、介護に十分な手当てができないと思った。
- ・施設は階段も多く、利用が難しいと思われたため。
- ・シェルターが2Fのため、被害者が階段ののぼりおりができなかった。
- ・設備的な理由 エレベータなしの建物であること。
- ・バリアフリーの施設ではない。

< b:外国人の被害者 >

断ったことがあると回答した団体は 3 団体で、その件数は 1 団体につき 1 件となっている。
断った理由として回答があったのは次のとおりである。

- ・目立つことによりシェルターが周囲より注目をあびることを危惧した為。
- ・外国語対応が出来ない。

< c:子どもを同伴した被害者 >

断ったことがあると回答した団体は 5 団体で、その件数は 1 団体につき 1 件となっている。
断った理由として回答があったのは次のとおりである。

- ・居室は家族各に一室だが、台所、風呂など共有のため、男性をこわがる利用者もいるため。
- ・15 歳以上の男子利用不可。
- ・外出を無許可でくり返す事が多かった。

< d:親を同伴した被害者 >

断ったことがあると回答した団体はなかった。

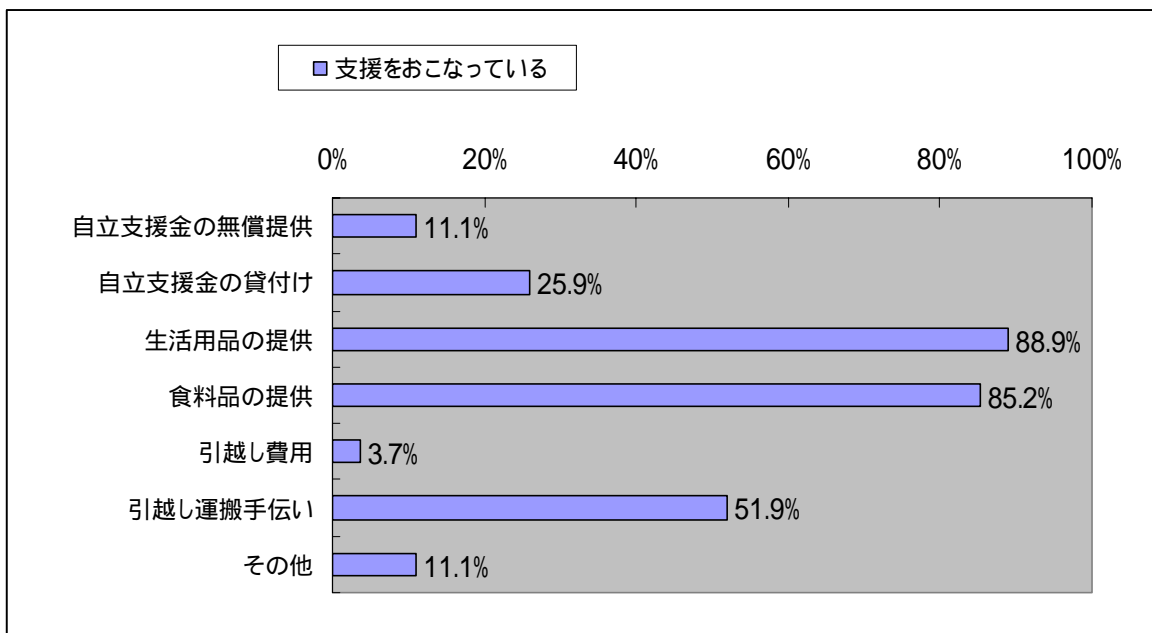
< 事例なし >

事例なしと回答した団体は 6 団体であった。

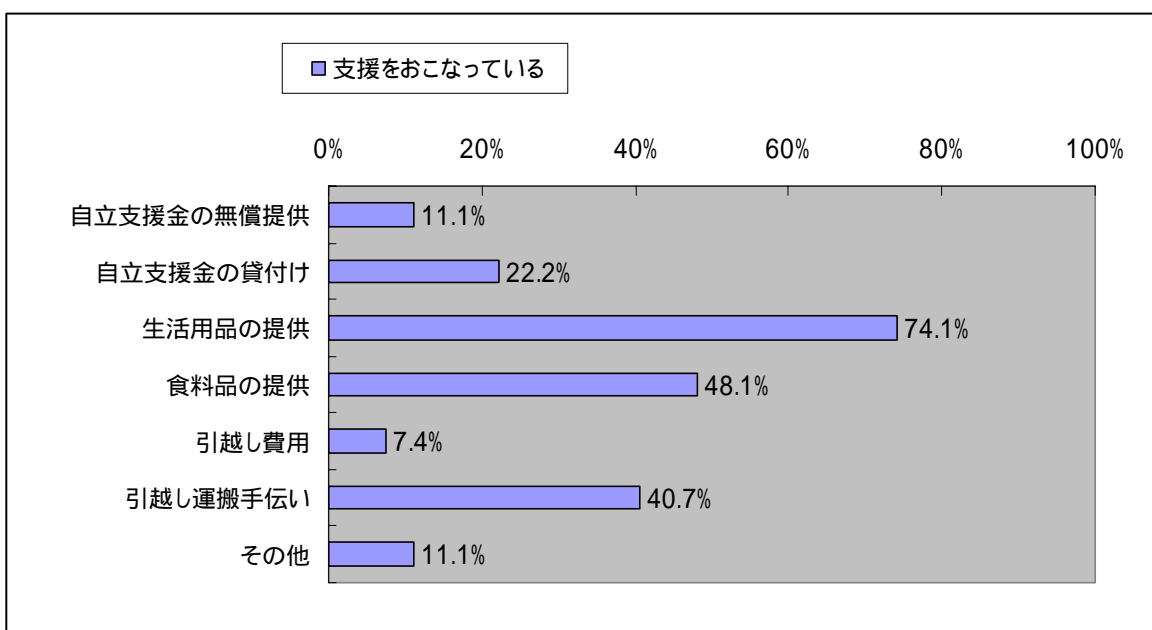
【 DV被害者の自立に関する支援について 】

問5 下表にあげる経済的支援、精神的支援、就業支援、司法に関する支援をおこなっていますか。シェルター（ステップハウスを含む）入居中及び退去後について、おこなっているものすべてにチェックしてください。また、経済・精神・就業・司法以外に行っている支援があれば、その他支援の欄に記入してください。

< 経済的支援（入居中） >



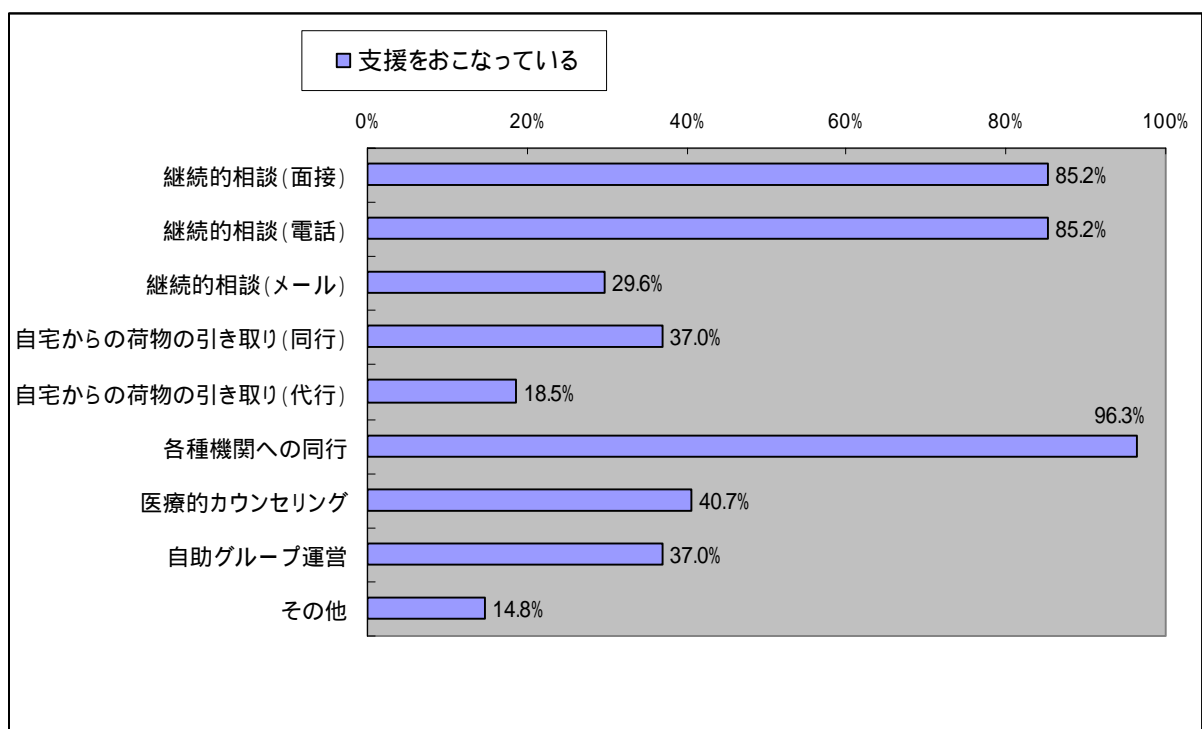
< 経済的支援（退去後） >



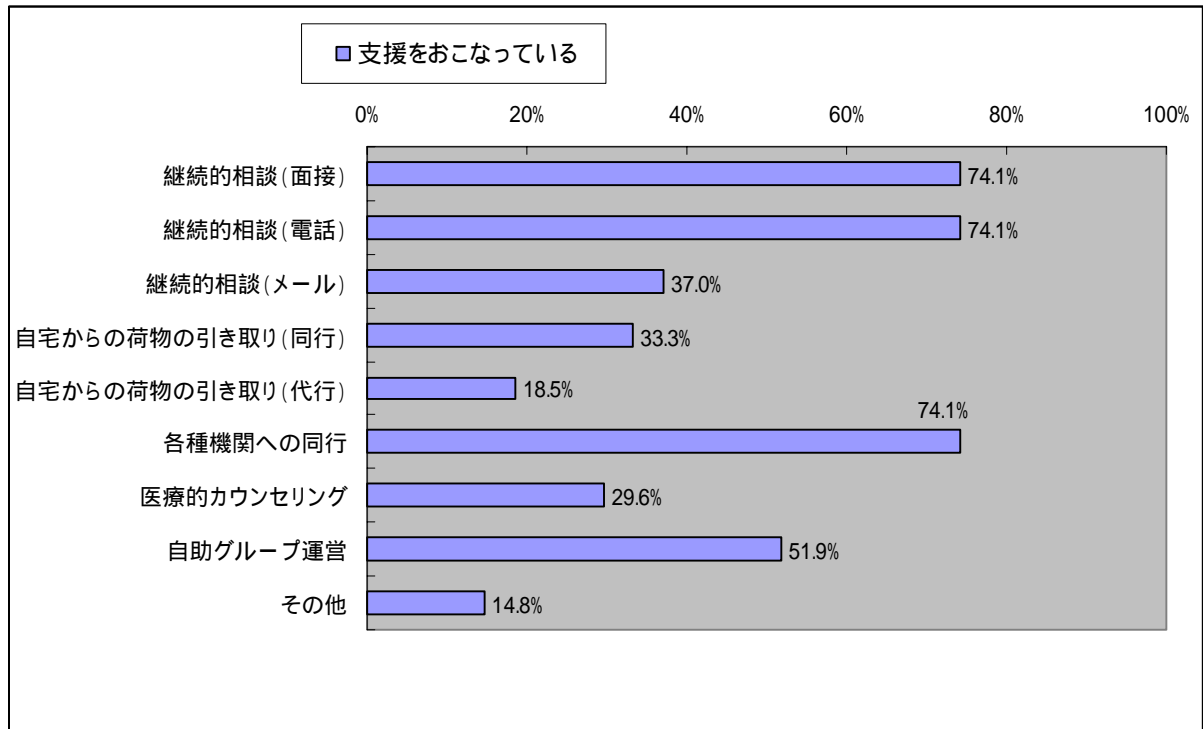
その他で回答があった支援は、次のとおりである。

- ・入居中の交通費を無償で提供する時もある。
- ・敷金不要の交渉。
- ・PMJ 貸付金を利用者が持逃げ、その負担を担う。
- ・利用料の未回収が数件。
- ・交通費 3,000 円までの助成。
- ・利用料貸付。
- ・他県脱出のための電車賃の立替。

<精神的支援（入居中）>



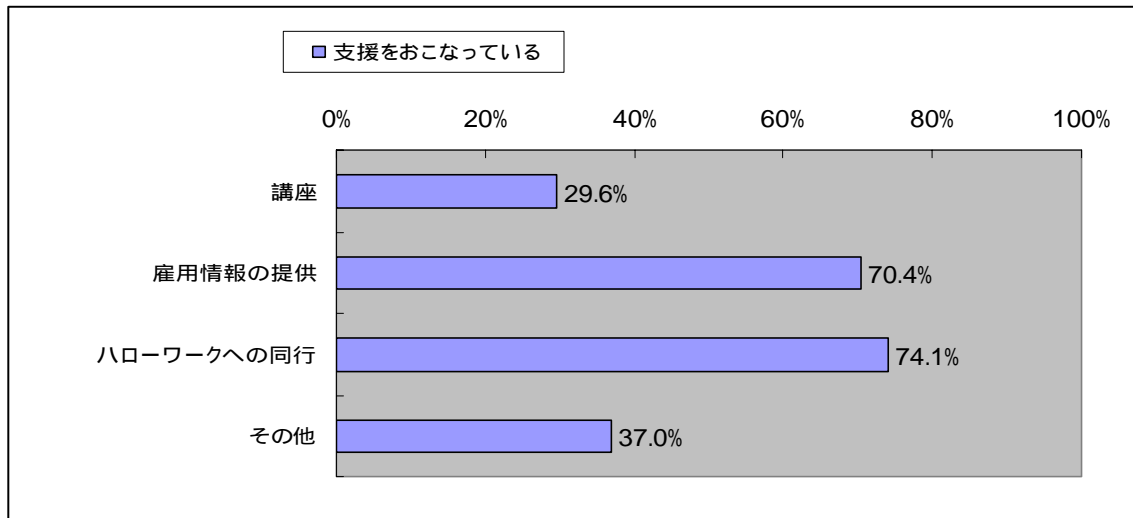
<精神的支援（退去後）>



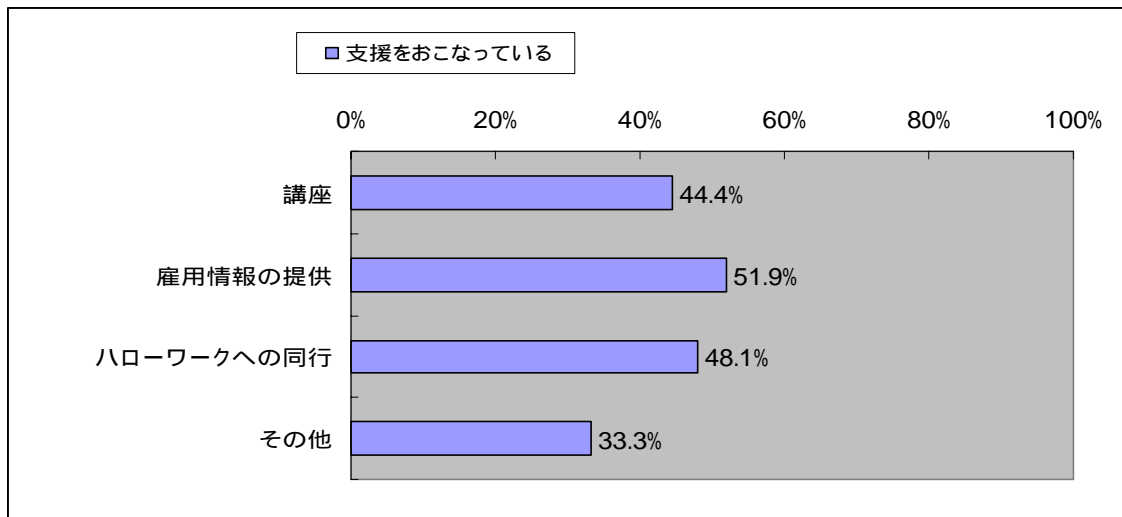
その他で回答があった支援は、次のとおりである。

- ・ 民間団体の各種カウンセリング
- ・ 利用者へのカウンセリング利用3回分費用助成
- ・ 親子プログラム（親と子と別々のプログラム）

< 就業支援（入居中） >



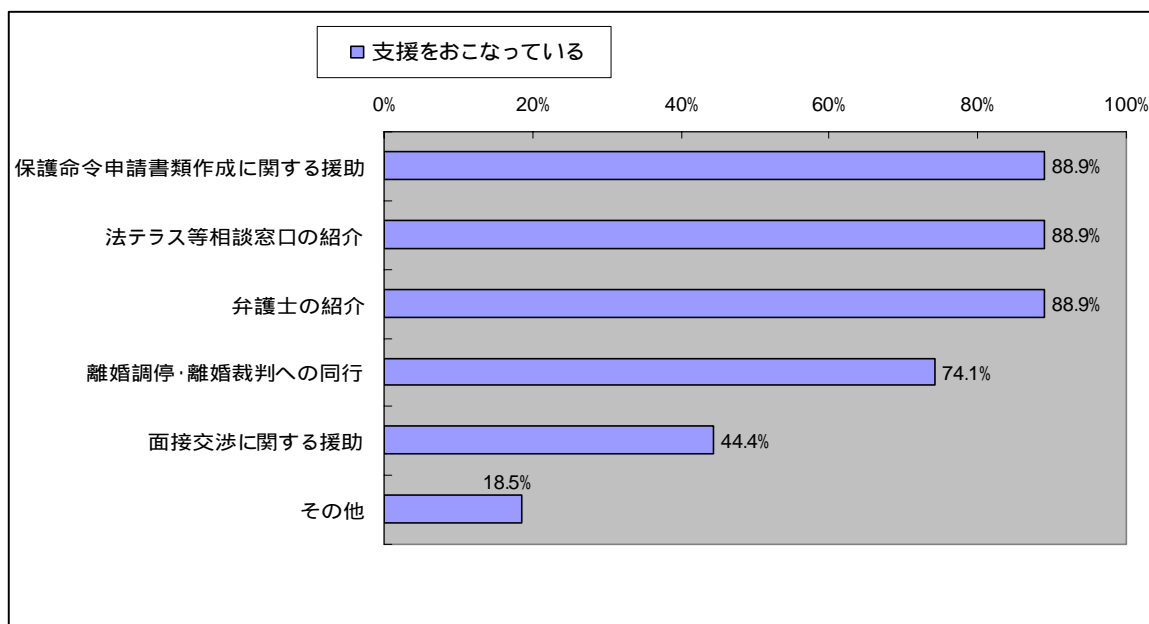
< 就業支援（退去後） >



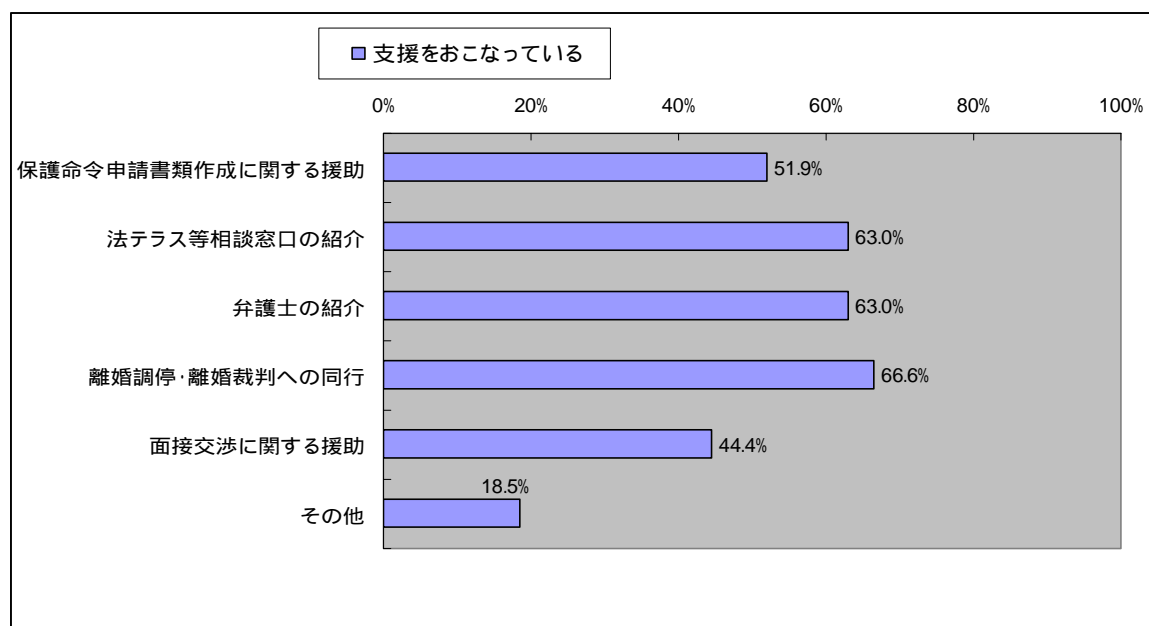
講座について具体的な内容を尋ねたところ、9団体が「パソコン研修」または「IT研修」と回答した。また、その他で回答があった支援は、次のとおりである。

- ・職業訓練等の情報提供。
- ・施設での就業訓練。
- ・雇用先ネットワークの確保。
- ・就職先を紹介。
- ・企業へ正式社員として採用可。
- ・パソコンでの就労支援。
- ・行政への同行。
- ・語学クラス開設サポート。
- ・就業の保証人。

< 司法に関する支援（入居中） >



< 司法に関する支援（退去後） >



その他で回答があった支援は、次のとおりである。

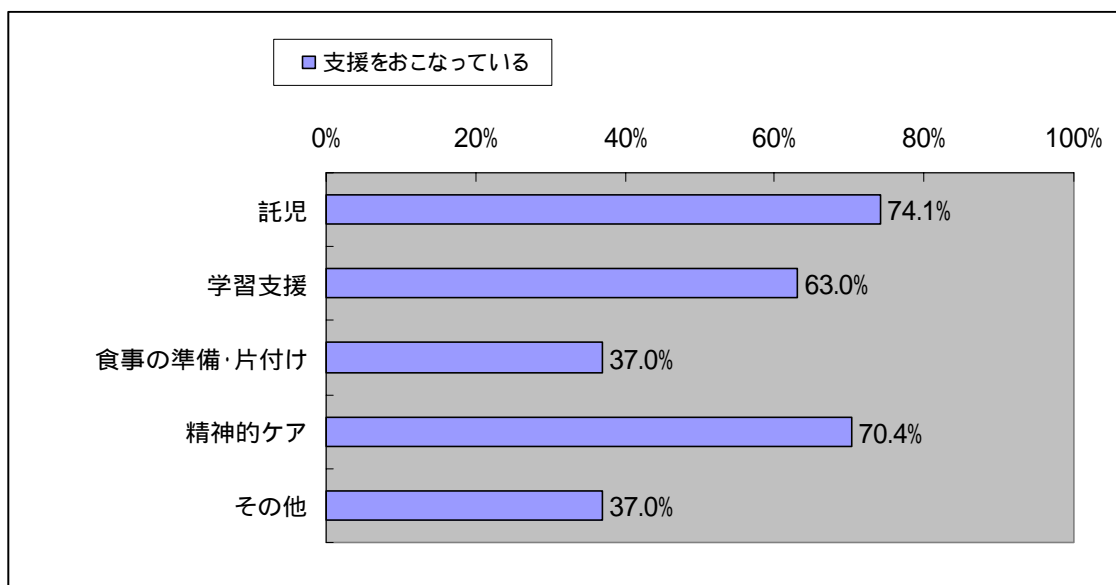
- ・ 裁判資料・陳述書等の作成援助。
- ・ 通訳同行。
- ・ 弁護士法律相談 1 時間 10,500（1 回限）助成。
- ・ 弁護士・司法書士がシェルターに来所して面接相談実施。対象は入・退所者と秘密が守れる外部からの相談者も可。
- ・ 面接交渉がもたらす危険等の情報提供。

<その他支援>

その他支援で回答があったのは11団体で、内容は次のとおりである。

- ・生活支援関係の雑務。
- ・自立に伴う諸物品の提供。
- ・病院の紹介、同行。
- ・入所中医療費。
- ・被害者に家賃3ヶ月、敷金。
- ・企業が作業所提供、収入は当施設へ1時間500円で利用者へ支払う。
- ・警察への同行、調書作成等。
- ・不動産の紹介、住宅設定等の自立支援。
- ・子どもの一時保育利用料5回まで助成。
- ・子どもの支援 - 学習、保育、遊び、メンタルケア等。
- ・同伴児へのケア（子ども家庭支援センターへの同行又は、小学校の不登校児学級へ夏休み入れてもらう等）
- ・学校（保育園・小中学校・高校）への手続き。

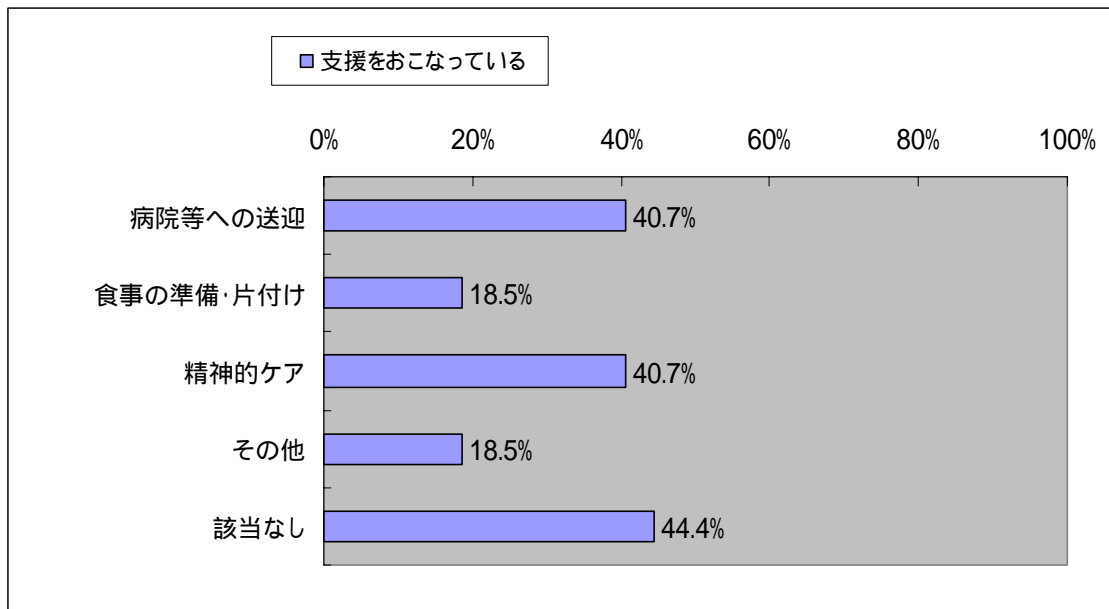
問6 子どもを同伴したDV被害者が入居した場合、その子どもに対して支援をおこなっていますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。



その他で回答があった支援は、次のとおりである。

- ・遊ぶ、遊べる場所（公園・ハイキング）に連れて行く。
- ・保育・幼稚園への手続き、学校への手続き
- ・子ども家庭支援センターや児相などの相談員の訪問面接を依頼してケアしてもらっています。
- ・親・子各々のプログラム

問7 高齢の親を同伴したDV被害者が入居した場合、その親に対して支援をおこなっていますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。



その他で回答があった支援は、次のとおりである。

- ・市町村と協議、老介護施設への入所。
- ・買い物代行。
- ・関係機関との連絡調整をし、相応しい機関職員に携わってもらっています。
- ・残してきた相手（夫）の支援。

問8 DV被害者の自立支援に関して、貴団体が地方公共団体に期待することや、実際に困難を感じている点があれば記入してください。

<行政手続き等に関すること>

- ・手続き窓口の一元化。
- ・ワンストップサービスの支援システムをつくってもらいたい。
- ・支援システムの構築はもちろん、ひとりひとりの状況とニーズに向き合う支援ができるように専門相談員の配置を望む。
- ・DV被害者は身分証明書等を持っていない場合がほとんどで、保証人の問題や、住民票を容易に取得できないなどの理由から住宅設定が非常に困難である。DVの場合は緊急対応で保険証なども必要書類なしで即発行できるようにしてほしい。
- ・引越し支援、同行支援など（行政担当者の支援）。

- ・公的貸付金制度の拡充。
- ・母子生活支援施設に入所しやすくすること。(入所前見学ができ、希望する施設を選べるように)
- ・DV被害者の回復には良好な社会生活への参入が大事だと考えられる。そのためには生活の基盤整備と、自身の意欲を働くことによって得ることであるので、行政支援は不可欠である。
- ・県緊急一時施設、ステップハウスから自立する場合、電気製品の援助が必要。0からのスタートが多い。
- ・各自治体の内部においてDVに関する研修を徹底してほしい。
- ・DV法ができていますが、その解釈を被害者の立場にたってしてほしい。
- ・法律に「自立支援」とあるが、地方自治体間のサービスの格差がある。

< 民間団体への補助等に関する事 >

- ・シェルターへの運営費の補助金がないと安心して支援活動ができない。
- ・相談から緊急保護、自立支援までトータルなサポートをしている民間団体への補助金の拡充。
- ・本県の場合は全面的に民間負担で自治体からは支援が受けられていない。一時委託のみ。利用者が、直接シェルターを利用する場合は、一時委託契約も断られる。
- ・緊急一時保護には対応しても自立支援に関しては他の福祉行政と変らないとのことで積極的には動いてくれない。同行支援の重要性を認識し、同行費などの予算的対応をして欲しい。
- ・自立支援業務と財政措置をして、民間の経験、ノウハウを活用してもらいたい。
- ・自治体は「民間との連携」について、もっときちんと考えるべきだと思います。困った時だけ都合よく民間をあてにするのはいかなものかと思う時があります。

< 生活保護に関する事 >

- ・生活保護での住居設定をしやすくすること。
- ・生活保護をステップハウス入居中に申請可能にしてほしい。
- ・被害女性は心身共にダメージを受けている場合が多く、すぐに就労というのは困難な場合がある。そのために、経済的に安定するためにも生活保護の適性な適用を望む。母子生活支援施設利用の場合は生活保護受給はダメとしているところもあり困る。

< 住宅に関する事 >

- ・公営住宅にもっと入りやすくすること。
- ・住宅の確保が難しい。公営住宅の優先入居を拡充してほしい。
- ・住まいについて、市営住宅、県営住宅。民間と保証人が2人必要で、一時行政が保証人となる制度があるとよい。
- ・住宅確保について、保証人・権利金などに猶予してくれる業者の紹介。

< 就業に関する事 >

- ・生活保護を受給しても経済的に困窮している。有利な就業には資格取得(出来れば国家資

格等)の支援が必要。

- ・就労先を見つけるのも難しい。自治体や関連機関での雇用をして欲しい。また、企業への雇用を働きかけて欲しい。
- ・ハローワークで職業紹介でOKではなく、遠方でなく同じ市内に加害者が居住、及び傷害等で刑務所収容となっている場合、刑期が明けて社会復帰時のDV被害当事者の恐怖心や危険についてもっと積極的に情報提供し、警察と連携をとり当事者の安全を図ってほしい。

<子どもへの支援に関すること>

- ・待機児童が出ないよう安心して利用できる保育所の増設を。
- ・子どもの託児について、無料で利用できるシステム。
- ・同伴の子どもへの学習支援。

【 外国人のDV被害者に対する相談業務について 】

問9 外国人のDV被害者からの相談に対応していますか。「はい」の場合、平成19年度中の相談件数、外国語で対応した相談件数及び対応可能な言語をすべて記入してください。

| 対応の可否 | 対応不可 | 対応可 |
|-------|------|-----|
| 回答団体数 | 8 | 19 |

対応可能とした団体のうち、平成19年度中の相談件数が5件以下の団体は12団体である。最多は600件(DV以外を含む)であり、次いで133件の団体があった。

| 対応可能言語 | タガログ語 | 英語 | 中国語 | タイ語 | スペイン語 | ロシア語 | 韓国語 | インドネシア語 | ベトナム語 |
|--------|-------|----|-----|-----|-------|------|-----|---------|-------|
| 回答団体数 | 7 | 6 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

問10 問9で「はい」と回答した団体にお尋ねします。通訳の確保の仕方について、あてはまるものすべてにチェックしてください。

| 確保の仕方 | 団体員 | 他団体員(無償) | 他団体員(有償) | その他 |
|-------|-----|----------|----------|-----|
| 回答団体数 | 6 | 7 | 3 | 5 |

その他で回答があった通訳の確保の仕方は、次のとおりである。

- ・ 民間市民。
- ・ 同行者。
- ・ シェルターに入居していたフィリピンの人に助けてもらった。
- ・ 市国際センターを利用。
- ・ 県の補助金から通訳者へ1回10,000円有。

問11 貴団体の相談窓口について、外国語での周知は、どのようにしていますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。

| 周知の仕方 | ホームページ | パンフレット | リーフレット | 相談カード | その他 | 周知せず |
|-------|--------|--------|--------|-------|-----|------|
| 回答団体数 | 1 | 3 | 4 | 2 | 2 | 13 |

その他で回答があった周知の仕方は、次のとおりである。

- ・登録の通訳に連絡。
- ・ニュースレター。

問12 外国人のDV被害者への対応に関して、貴団体が地方公共団体に期待することや、実際に困難を感じている点があれば記入してください。

< 行政手続き等に関すること >

- ・手続き（パスポートやビザ取得、外国人登録証の取り扱い等）に関する正確な情報の収集と本人負担の軽減がはかられるための配慮。
- ・外国人登録証を移すことで住所がもれるおそれがあるので、外国人登録証を移さずに手続きができるようにしてほしい。
- ・DV被害者の場合、安全確保を第一に考え、生活保護受給や母子生活支援施設入所、保育園入所などの際、外国人登録を移すことを条件としないこと。
- ・在留資格を問わず、DV被害者やその子どもの安全確保と自立生活の債権に必要な福祉制度（生活保護や国民健康保険など）を利用できるようにすること。
- ・外国籍DV被害当事者の場合には、日本人に親族との関係を聞くのと同じように聞く意味があるとは思えないので質問に配慮すること。
- ・DVを理解しているもしくは、していなくても、人間としての心のある方を望みます。
- ・生活のどの部分でも日本社会が多言語多文化社会であることを前提に対応できるよう設備してほしい。

< 通訳に関すること >

- ・すべての人に、確実に通訳をつけて欲しい。ケースカンファレンス、入所の説明など常に必要。
- ・通訳者（各国に対応できるDVに理解のある人）がどこかにいつも居ること。すぐつながること。
- ・通訳の人を有償できてもらいたい。又、こちらでできる通訳の人に費用を出してほしい。
- ・無償での通訳。
- ・必要な時に通訳派遣制度があれば大変助かる。
- ・必要なときに必要な同伴通訳ができるようにし、生活支援に必要な24時間通訳制度（電話通訳でもよい）を設けること。
- ・相談時の通訳・翻訳の提供は必須。
- ・一時保護所入所時や初回面接時には通訳を付けることを原則とすること。（日本語が分かるかどうかによって通訳を付けるかどうか判断するのではなく、母国語での対応により、被害者の気持ちを受け止め、安心感をもたせるため。）
- ・不利なく離婚などができるようにDVに理解のある公的通訳者を利用できるようにすること。

- ・言葉ができるから DV 通訳ができるとは限らない。守秘義務、二次被害をしない、システムに通じているなど専門性が求められる。よりよい支援のためにはきちんとトレーニングされた通訳者の確保をしてほしい。
- ・相談から自立支援まで、必要な通訳を確保し、特別な配慮を必要とする当事者を支えること。
- ・外国籍 DV 被害当事女性との相談には通訳者をつけること。文化の違いや母国との法制度の違いなどにも十分な配慮が必要であることの認識を職員が持ち対応すること。
- ・本人が言葉の問題もあり、加害夫に問い合わせてしまうことがある。

< 研修・広報等に関すること >

- ・外国人に関する制度、施策、通知・通達などを職員が知らないために不利益をえることがあるので、研修が必要。
- ・職員の間違った知識を改めること。
- ・DV 相談担当窓口の存在を多言語で広報すると同時に、外国人相談窓口の職員に対して DV 研修を行うこと。特に最初から「DV の相談」をする被害者当事者は少なく、まず、「子どものことで」「健康・からだのこと」「経済的なこと」「配偶者がビザの手続きをしてくれない」などで相談に来るが、実はその背景に DV があると言う人も多い。そのような場合も情報提供と DV 担当につなげることができる体制を整えること。
- ・各国言語による啓発紙が必要だと思う。
- ・支援システムについて多言語で訳したリーフレットを作成し、きめ細かく公報し、被害当事者に必要な支援が差別なく受けられるように徹底すること。
- ・「保護優先」を徹底する。その上で「在留資格に関わらず、DV を我慢する必要はない。DV から逃げ、支援が得られる」という情報を多言語で広報すること。
- ・母国語の生活習慣や文化に対して尊重してほしい。

< その他 >

- ・金銭補助 - 交通費、生活費
- ・加害者が外国人で、保護命令の翻訳を必要とする場合、その費用を被害者に負担させないこと。
- ・長い間築いて来た地域での活動や社会活動が途切れてしまう。現住所のまま生活できる方法はないか、公的なバックアップが必要。

【 障害者のDV被害者に対する相談業務について 】

問13 障害者のDV被害者からの相談に対応していますか。「はい」の場合、平成19年度中の相談件数を記入してください。

| | | | |
|-------|------|-----|-----|
| 対応の可否 | 対応不可 | 対応可 | 無回答 |
| 回答団体数 | 10 | 16 | 1 |

対応可能とした団体のうち、平成19年度中の相談件数は1団体を除き5件以下となっている。最多の団体は約70件である。

問14 問13で「はい」と回答した団体にお尋ねします。対応の仕方について、あてはまるものすべてにチェックしてください。

| | | | | | | | |
|-------|----|-------|-----|----|----|----|-----|
| 対応の仕方 | 電話 | 電子メール | FAX | 点字 | 筆談 | 手話 | その他 |
| 回答団体数 | 11 | 4 | 4 | 0 | 4 | 1 | 0 |

問14 でチェックした対応について、どなたがおこなっていますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。

| | | | | |
|-------|------|-----------|-----------|-----|
| 確保の仕方 | 団体会員 | 他団体会員(無償) | 他団体会員(有償) | その他 |
| 回答団体数 | 10 | 1 | 0 | 0 |

問15 障害者のDV被害者への対応に関して、貴団体が地方公共団体に期待することや、実際に困難を感じている点があれば記入してください。

< 行政手続き等に関すること >

- ・ 社会福祉課の迅速な対応。
- ・ 生活困難を抱えているが、福祉の対応が良くない。DV被害者の窓口を一つに「ワンストップ」をのぞむ。
- ・ 窓口対応者はDVの理解を深めてほしい。

- ・生活が1人でできない方を民間のシェルターでは十分な支援ができません。公的施設に即入居（一時保護）できるように望みます。
- ・障害者を女性センターでは入居をことわる。この人達をどこが保護するのでしょうか。我々民間シェルターは支援するのにも限度があります。
- ・一時保護シェルターはバリアフリー構造ではないので、対応むずかしいが、困難な状況にある被害者ほど、公立シェルターが入居を拒む。「退所後の自立が可か否か」で判断するようだ。
- ・設備、人員配置。活用できる公的制度の拡充等。

< 関係機関の連携等について >

- ・障害者のための自立支援センターや作業所・グループホーム等との連携をコーディネートしてもらいたい。
- ・その障害をもつ人のサポートができる機関がDV被害者支援ができるようにしてほしい。
- ・DVと障害のWハンドの被害者の対策が遅れている。
- ・カウンセラーの無償派遣。

< その他 >

- ・自立に際して公営住宅への優先入居。
- ・点字等障害者への多様なサービス、啓発紙が必要だと考える。
- ・シェルターを障害者用に改築する際の費用。

【 DV加害者への対応について 】

問16 これまでにDV加害者から、DV被害者の探索を目的とした問い合わせがありましたか。「はい」の場合、平成19年度中には何件ありましたか。

| 探索の有無 | なし | あり | 無回答 |
|-------|----|----|-----|
| 回答団体数 | 8 | 18 | 1 |

探索ありとした団体のうち、平成19年度中の探索件数は2団体を除き5件以下となっている。探索の多い2団体は「多数」「15件」と回答している。

問17 DV加害者からの問い合わせへ対応するためのマニュアルはありますか。

| マニュアルの有無 | なし | あり | 無回答 |
|----------|----|----|-----|
| 回答団体数 | 13 | 13 | 1 |

問18 DV加害者更正の取り組みをしていますか。「はい」の場合、実施方法についてあてはまるものすべてにチェックしてください。また、他団体等と連携している場合、差し支えなければ連携先の団体名を記入してください。

| 取り組みの有無 | なし | あり | 無回答 |
|---------|----|----|-----|
| 回答団体数 | 25 | 1 | 1 |

取り組みありとした団体の回答は「県の設置相談電話」であった。

問19 DV加害者への対応に関して、貴団体が地方公共団体に期待することや、実際に困難を感じている点があれば記入してください。

< 行政手続き等に関すること >

- ・行政各窓口の秘密厳守の徹底。
- ・被害者と子についての情報の秘匿についての必要性の理解がなく、加害者に情報がもれる場合がある。
- ・通知・通達に職員が熟知しておらないために不利益を受けることがある。(例えば保育所入所について別居している加害夫の収入証明が必要など) 研修必要

- ・小さな町村では担当者が研修も受けることもなく、どう処理してわからないとかマル秘なのに加害者たる男性に連絡したりと、とまどっている風に見える。町村へのマニュアルづくりや連絡先を伝える等、小さな町村への配慮が必要である。
- ・被害者の立場にたった支援が必要
- ・危険性があることを本人にも伝え（精神状態にもよるが）きちんと本人に自覚するよう促して欲しい。「気分転換に外出でもしたら？」と安易に言われて困ったことがある。

<加害者更正等について>

- ・加害者は自分自身が加害者だと認識していない人が多いので、この問題を解決、又2人で話し合うこと、暴力を振るわず、どうしたら良いのでしょうか。
- ・加害者への政策がない。野放しの状態をなんとかしてほしい。
- ・学習の場を提供してほしい。加害者一人一人に。
- ・現在のところ取り組まれていないので、まずは学習する機会を提供してほしい。
- ・加害者更生プログラムの実施を希望します。
- ・罪を償う場所で更生プログラムを開始してほしい。
- ・DV 加害者対応には、もう少し時間がかかると思っている。先ず警察が「犯罪である」という理由で加害行為に対して「バツ」を与えないと、教育ではまにあわない。「お金もうけ」の加害者プログラムをしている人もあるので要注意！！
- ・DV 加害者がみずからの犯罪に責任をとるシステム以外に更正の方法はない。中途半端な更正プログラムはやるべきではない。
- ・若年層への予防教育に予算をつけ実施することが大切だと思います。
- ・DV 加害者チェック表なるものを、地方公共団体では作成したがるが、これは逆に加害者に暴力のヒントを与えることになり、非常に危険。作成しないでほしい。
- ・DV の認識を男性に広げる～男性の生き方が話せる（DV 加害者は本人が DV だという認識がない）グループの結成の援助。公務員の懲戒処分の項目に DV も入れる（DV は犯罪である）。
- ・国の法律を変えるべき。

<その他>

- ・加害夫が「反省した」「近づかない」と言うのをうのみにする場合があります、危険であることが理解されずに困ることがある。
- ・退去命令を受けた加害者が退去先が無いといって警察へ訴えた。当シェルターは市高齢福祉から委託を受けて、高齢男性も保護しているので、加害男性の保護をもとめられて困った。

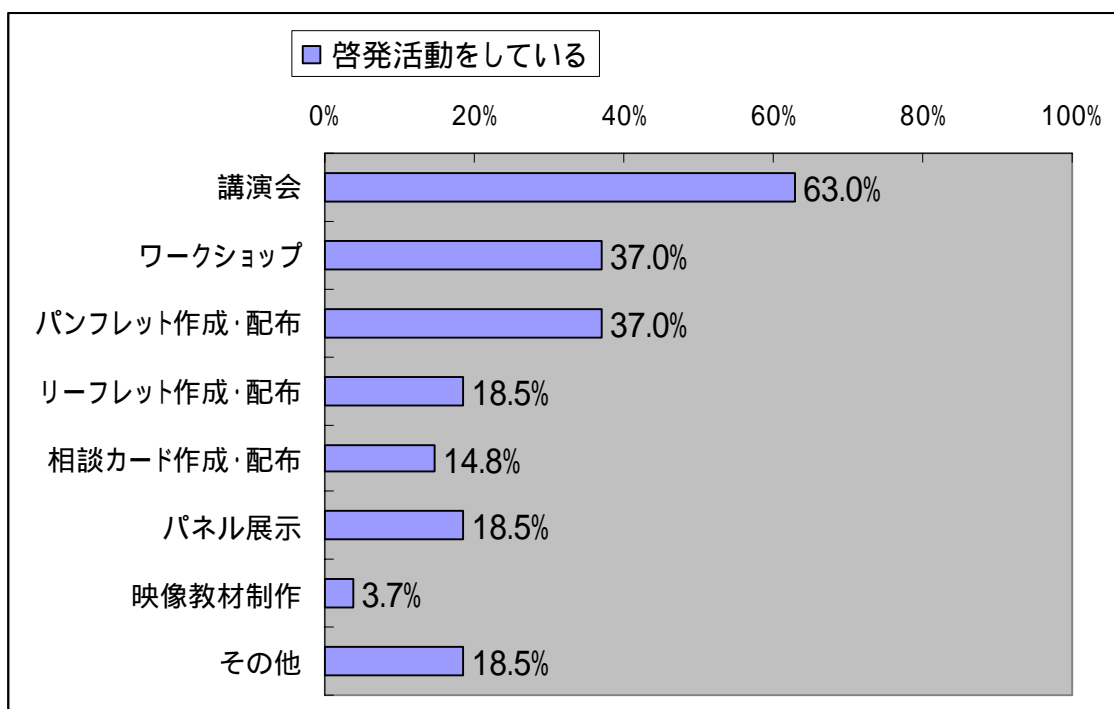
【 デートDVへの対応について 】

問20 これまでにデートDVの被害者がシェルターを利用したことがありますか。「はい」の場合、平成19年度中の利用件数を記入してください。

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 利用の有無 | なし | あり | 無回答 |
| 回答団体数 | 17 | 8 | 2 |

シェルター利用ありとした団体のうち、平成19年度中の件数は最多の団体が8件、他の団体は3件以下となっている。

問21 デートDV防止のための啓発活動をしていますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。



その他で回答があった啓発活動は、次のとおりである。

- ・ポスター作成配布。
- ・寸劇作成、演ずる。
- ・パネル展示、イベント～パフォーマンスを含めて人が集まる企画。

問22 学校が行うデートDV防止教育の講師を貴団体から派遣したことはありますか。
「はい」の場合、その対象について、あてはまるものすべてにチェックしてください。

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 派遣の有無 | なし | あり | 無回答 |
| 回答団体数 | 11 | 14 | 2 |

| | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-------|-----|
| 対象 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 短大・専門 学校生 | 大学生 | 教職員 | P T A | その他 |
| 回答団体数 | 1 | 2 | 10 | 10 | 11 | 4 | 4 | 2 |

その他で回答があったのは、「一般市民」「小中学校の養護教員」となっている。

問23 デートDV防止やデートDV被害者への対応に関して、貴団体が地方公共団体に期待することや、実際に困難を感じている点があれば記入してください。

<行政の取組に関すること>

- ・デートDV相談窓口の創設。リーフレット・カードの作成。
- ・配偶者間だけでなく、デートDV被害者についても被害者の保護、自立支援について取り組んで欲しい。
- ・県や市がデートDV防止教育に取り組んでいないと思う。民間主導になっている（お金も人材も）。積極的な取り組みを望む。
- ・行政が啓発活動に対して資金援助を行い、必要な所に無料で出前できる体制がとれれば拡げることが出来ると思う。
- ・どの機関に相談すると良いのか、相談窓口がワンストップサービスになっているのかなど、全てまだこれからという現状。
- ・被害があきらかになった場合の学校、児相、シェルター等の連携システムの強化。

<学校教育等に関すること>

- ・教育の現場で対応が出来ていないのでは？
- ・教育委員会との連携と相互理解。
- ・教育委員会がデートDV防止に参加すること。
- ・人権の取扱いとともに授業にきちんと組み込んでほしいと思う。
- ・学校教育（保健体育など）の授業の一環にDV（デートDV）を位置づける。
- ・「暴力は犯罪だ」ということを小学校高学年になったら学校が授業で取り入れて欲しい。
- ・デートDVの取り組みを中学・高校・大学でカリキュラムに盛り込んでほしい。

- ・小・中・高校での授業への組み入れ。性教育、環境教育、政治教育、経済教育などの一環として、年次課目としての、システム化を望む。
- ・学校教育現場でCAPプログラム等を通じて早期予防を実施すること。マスメディアが流す女性イメージが偏っているのに、子どもが影響を受け「人間としての尊厳」への視点を欠いて大人になってしまう。
- ・中学校での出前授業の開催を希望します。
- ・すべての高校生に出前研修は必須。しかし予算がとれないと現場の声がある。校長の理解度により、予算がとれるので、まずトップへの周知を！
- ・学校、地域での啓発活動の必要。
- ・徹底的な予防教育の実施。
- ・本県では、特定の大学の先生以外の講師採用は現在していません。
- ・教職員及び養護教諭等の研修の機会を希望します。
- ・教育関係者の理解が遅れていると思われるので、上部団体（文部科学省）からの啓発を積極的に行い、理解を持つよう働きかけが必要。

【 地方公共団体との連携等について 】

問24 次の業務について、地方公共団体から委託されていますか。「はい」の場合、平成19年度の受託金額（ない場合は0万円）を記入してください。

< DV防止法に基づくDV被害者の一時保護業務 >

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 委託の有無 | なし | あり | 無回答 |
| 回答団体数 | 4 | 22 | 1 |

| | | |
|-------|-----|------|
| 受託先 | 市町村 | 都道府県 |
| 回答団体数 | 8 | 18 |

市町村から委託されている団体の受託金額は、10万円未満が2団体、10万円～50万円未満が3団体、50～70万円の団体が3団体となっている。

都道府県から委託されている団体の受託金額は、50万円未満が7団体、50万円～100万円未満の団体が2団体、100万円～150万円未満の団体が2団体、200万円～250万円未満の団体が1団体、250～300万円未満の団体が1団体、300万円～350万円未満の団体が3団体、350万円～400万円未満の団体が1団体、650万円～700万円未満の団体が1団体となっている。

< DVに関する相談業務 >

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 委託の有無 | なし | あり | 無回答 |
| 回答団体数 | 17 | 9 | 1 |

| | | |
|-------|-----|------|
| 受託先 | 市町村 | 都道府県 |
| 回答団体数 | 5 | 5 |

市町村から委託されている団体の受託金額は、100万円未満が3団体、600万円台が1団体、900万円台が1団体となっている。

都道府県から委託されている団体の受託金額は、100万円未満が3団体、100万円台が1団体、無回答が1団体となっている。

問25 問24 の業務以外で平成19年度に地方公共団体から委託されている業務があれば、その内容と受託金額（ない場合は0万円）を記入してください。

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 委託の有無 | なし | あり | 無回答 |
| 回答団体数 | 13 | 8 | 6 |

委託されている業務があると回答した団体の業務内容及び受託金額は次のとおりである。

| 業務内容 | 受託金額（市町村） | 受託金額（都道府県） |
|---------------------|-----------|------------|
| シェルター維持 | 50 | 150 |
| DV 当事者自立支援サポート・グループ | - | 118 |
| 自助グループの運営に関する支援 | - | 18 |
| リーフレット、教材の作成等 | - | 97 |
| 高校生へのデートDV 予防事業 | - | 30 |
| 市高齢福祉より一時保護委託契約 | 14 | - |
| DV 被害者再出発応援事業 | - | 272 |
| DV 被害者サポートコーディネート事業 | - | 52 |

（万円）

問26 地方公共団体のDV相談窓口が開いていない時間帯（夜間・休日等）に、相談を実施していますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。

| 相談内容 | 夜間 | 休日 | 年末年始 | その他 | 実施せず | 無回答 |
|-------|----|----|------|-----|------|-----|
| 回答団体数 | 9 | 8 | 7 | 7 | 8 | 2 |

夜間相談を実施している団体のうち、4 団体が 24 時間体制と回答している。

その他で回答があったのは、次のとおりである。

- ・携帯では随時。
- ・緊急対応にはできる限りこたえる。
- ・実施していないが、相談電話が自宅の為、24 時間対応をしている。
- ・相談室相談電話等、自宅にあり、24 時間対応の状態。
- ・相談者の時間に合わせる。
- ・委託関係のある自治体に対しては相談を受けている。
- ・当団体の電話相談は木曜日に行っているが祝日の場合も実施している。
- ・一時保護についてはいつでも可(関係機関にのみ知らせている携帯で連絡をうけている)。

問 27 貴団体の相談員に対して、スーパーバイズ、または、研修を実施していますか。

< スーパーバイズ >

| 実施の有無 | なし | あり | 無回答 |
|-------|----|----|-----|
| 回答団体数 | 6 | 16 | 5 |

< 研修 >

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 実施の有無 | なし | あり | 無回答 |
| 回答団体数 | 1 | 25 | 1 |

問 28 問 27 でスーパーバイズまたは研修を実施していると回答した団体にお尋ねします。どのような形で実施していますか。それぞれあてはまるものすべてにチェックしてください。

< スーパーバイズの実施方法 >

| | |
|---------------------|----|
| 独自で実施 | 13 |
| 他の民間団体と合同実施 | 3 |
| 地方公共団体と合同実施 | 5 |
| 地方公共団体及び他の民間団体と合同実施 | 3 |
| その他 | 4 |

その他で回答があったのは、次のとおりである。

- ・事例検討を含む、個人のカウンセリング。
- ・地方公共団体が合同で行うスーパーバイズに参加。
- ・内閣府のアドバイザー派遣事業で実施。

< 研修の実施方法 >

| | |
|---------------------|----|
| 独自で実施 | 17 |
| 他の民間団体と合同実施 | 8 |
| 地方公共団体と合同実施 | 8 |
| 地方公共団体及び他の民間団体と合同実施 | 14 |
| その他 | 2 |

その他で回答があったのは、次のとおりである。

- ・行政がシェルターに出向く、心理療法士、精神科医の派遣。
- ・相談員は学会認定カウンセラー。学会の研修に参加。

問 29 民間のDV被害者支援団体と地方公共団体の連携に関して、貴団体が特に市町村に期待することがあれば記入してください。

< 行政の手続き等に関すること >

- ・シェルターでの生活保護受給できるようにしてほしい。
- ・生活を支える部門での密着度が大きいので、住まい、生活費、同伴児童の学校問題など、窓口を一本化しての相談対応をお願いしたい。

- ・DV 施策は男女共同参画課が担っているが、一時委託事業は厚労省系列なのが困る。窓口一本化が急務。
- ・DV 支援センターは、担当者の対応に温度差がある。
- ・相談事業・同行支援等の委託。
- ・貸付金制度の拡充。
- ・相談員を養成はするけれど、その後のフォローにお金（予算）をつけていないので、担当者が困っている。担当者がスーパーバイズの必要性をちゃんと理解していないことによると思われる。
- ・被害者が生活再建を始める地域こそが支えとなるべき。一時緊急保護をされた人々の自立支援を市町村が多様に展開してもらいたい。住民全てがサポーター。

< 民間団体への補助等に関する事 >

- ・都市に研修に行く場合の旅費の支給。
- ・スタッフに（電車賃）交通費ぐらいは援助してほしい。
- ・運営費等の補助金。
- ・民間の財政基盤が確立していない。財政が豊かであれば出来ることが多い。
- ・公的機関へ相談に行けない人（夫が勤務、有名会社、地位のある人等）の受入は民間が受入することが多く、地元の市町村に相談できない人の受入もしているので、運営に補助金を出してほしい。
- ・シェルターの人件費と家賃といった経済的援助の保障をお願いしたい。赤字を抱えては（理念だけでは）やっていけません。
- ・支援金を連携で出してほしい。
- ・市町村は財政負担なしに当会のサービスを享受している。応分の財政負担をすべき。
- ・民間ボランティアが無償対応していることが行政の方々はあたりまえと解釈している向きがある。

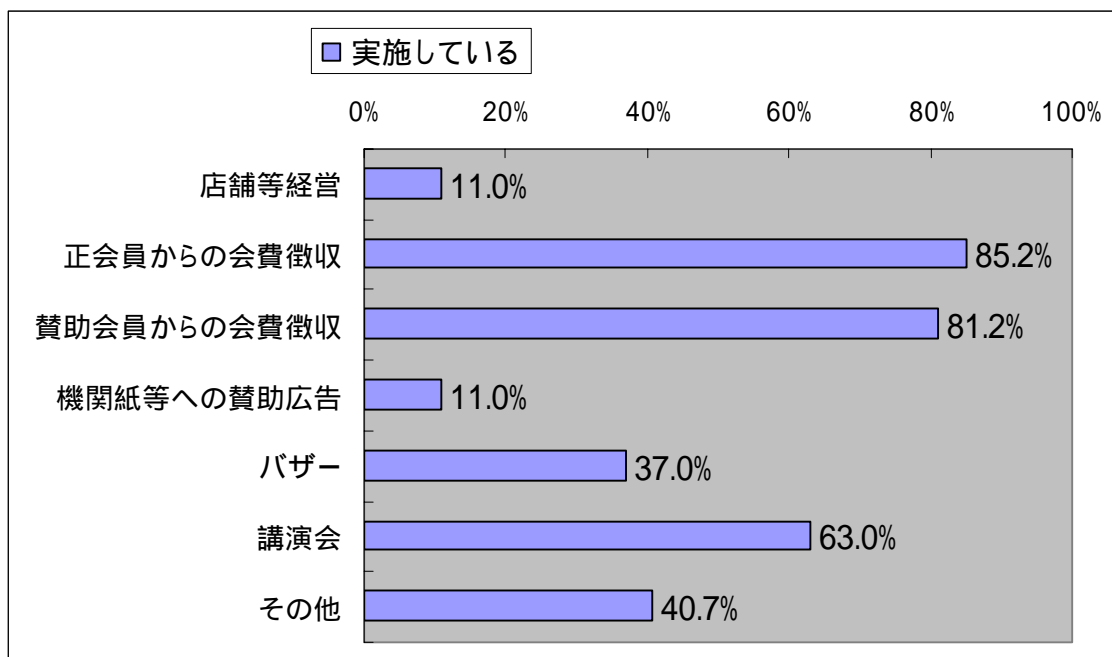
< 連絡会議・研修等について >

- ・DV ネットワーク会議に民間支援機関も構成メンバーとする。
- ・関係機関会議の開催、ケース会議の開催（柔軟に必要な応じ）
- ・DV 防止連絡会議はあるが、その構成メンバーに医師、弁護士、家裁等が入っていない。その関係者も含めた会議が必要である。会議回数も少ない。
- ・市町村がDV 連絡会議をひらいているようですが参加を要請しても受け入れてもらえませんが、ぜひ参加したいのですが、どのようにすればそれが実現できるのでしょうか。ぜひ連絡会議への参加を期待します。
- ・相談員・ソーシャルワーカーレベルの研修やスーパーバイズに民間のスタッフも参加させてほしい。
- ・市町担当者との懇談の場を持ち、顔の見える関係をつくる。
- ・民間支援機関の知見をいかして講師として登用する。また、自治体の研修に民間支援者も参加できるようにする。
- ・現在、研修が基礎的なものを主にしているので、もう少し上級・中級編を行ってほしい。
- ・DV の本質を十分理解するような研修を求める。

- ・市町村もこの度の改正により、DV支援の努力義務とされたが、義務ではないからと市町村の福祉課が「取り組んでない」と公然と発言。市町村段階でも義務化の必要あり、官僚はできるだけ「何もしない」ということを良しとする風潮あり。またDV被害当事者が相談してもたらい回し状態。知識不足。

【 団体の運営について 】

問30 収入を得るため、平成19年度中にどんな事業をしましたか。あてはまるものすべてにチェックしてください。



その他で回答があったのは、次のとおりである。

- ・ 出版物の販売
- ・ 助成金の獲得
- ・ 調査研究事業
- ・ 作業所収入
- ・ 訪問介護事業
- ・ 講師謝金
- ・ シェルター利用料
- ・ 物品販売
- ・ セクシャルハラスメント外部窓口
- ・ 相談契約料
- ・ 相談員の個人表彰による報償金

問31 民間事業者や個人等からの支援金がありますか。「はい」の場合、差し支えなければ平成19年度中の支援金額を記入してください。

| | | | |
|--------|---|----|-----|
| 支援金の有無 | 無 | 有 | 無回答 |
| 回答団体数 | 5 | 18 | 4 |

支援金があると回答した18団体の金額は次のとおりとなっている。

| | | | | | | | |
|-------|--------|------------|-------------|-------------|-------------|----------|-----|
| 支援金の額 | 50万円未満 | 50～100万円未満 | 100～150万円未満 | 150～200万円未満 | 450～500万円未満 | 1000万円以上 | 無回答 |
| 回答団体数 | 5 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 4 |

問32 地方公共団体からの補助金（委託料は除く）がありますか。「はい」の場合、市町村及び都道府県からの平成19年度補助金額（ない場合は0万円）を記入してください。

| | | | | |
|--------|---|--------|---------|-----|
| 補助金の有無 | 無 | 市町村から有 | 都道府県から有 | 無回答 |
| 回答団体数 | 6 | 15 | 12 | 3 |

市町村から補助金があると回答した15団体の金額は次のとおりとなっている。

| | | | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 補助金の額（市町村） | 20万円台 | 40万円台 | 50万円台 | 60万円台 | 70万円台 | 150万円台 | 200万円台 | 700万円台 |
| 回答団体数 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |

都道府県から補助金があると回答した12団体の金額は次のとおりとなっている。

| | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|
| 補助金の額（都道府県） | 10万円台 | 30万円台 | 40万円台 | 50万円台 | 60万円台 | 100万円台 | 150万円台 | 500万円以上 |
| 回答団体数 | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |

問32 で「はい」と回答した団体にお尋ねします。地方公共団体からの補助金は、貴団体の収入のおよそ何%を占めますか。

| | | | | | | | |
|--------|-------|------|------|------|------|------|-----|
| 補助金の割合 | 10%未満 | 10%台 | 20%台 | 30%台 | 70%台 | 90%台 | 無回答 |
| 回答団体数 | 4 | 5 | 4 | 1 | 1 | 1 | 2 |

【 団体の意見 】

問33 貴団体の活動のうち、これまでの質問にあがっていないDV被害者への支援等で特に有効なものがあれば記入してください。

<精神的支援>

- ・自助グループの活性化。
- ・シェルターを出た後の孤立させない自立をめざすものとして自助グループの活動は有効と考えられます。運営の為にファシリテーターを養成する必要があります。
- ・フェミニストカウンセリング。
- ・シェルターを利用した人にカウンセリングを受ける費用3回分の提供。
- ・裁判、調停等、あと1～2回で終了と思われる最後の段階で、当事者は息切状態になり、慰謝料、財産分与等、何も要らないと言い出す場合が多い。これに対し、支援者は「お金は必要」「あとひと頑張り、一緒にがんばろうと励まし、支えることが重要である。精神的支えを十分にすること。

<司法に関する支援>

- ・弁護士法律相談費用の提供。
- ・連携弁護士の（無料）法律相談。

<就業支援>

- ・雇用先ネットワーク。
- ・就労先の確保。

<子どもへの支援>

- ・大学（教育学部など）の学生グループと連携して子どもへの支援。
- ・シェルター利用中の保育所利用料5回まで提供。

<その他>

- ・官民いっしょの支援チームの活動。シェルター退所後の支援として実施、効果をあげている。
- ・医療関係者との個別な連携（乳児用品、家庭置き薬などの提供、DV被害者と同行したさい、すみやかな診断）
- ・シェルター利用後の被害女性の集う場のこと。うちではフードバンクから食材の提供を受けていて、その食材を自立している人たちにも分けている。食材をとりに来られる時お互い心配事などを話し、頑張ろうねと言って、又、1ヶ月後迄別れてくらす。こういう支援もあるのだと思った。
- ・外国籍被害者への通訳・翻訳費用の提供。

< 要望 >

- ・一時保護のあとの当事者へのサポートがまったく行われていない現状があります。母子生活支援センターに入所していない女性と子どもは地域で再び孤立することになります。サポートグループの常設と交通費がないとサポートグループへの参加もできない人がいますので工夫して下さると有難いです。
- ・女性センター入居の際、入居条件がきびしすぎます。又、県によって入居条件が違うので、一律にできないものですか。
- ・困窮者救済対策を行政が放置しているので、個人では解決困難で有効な手立てが見つからない。
- ・助成金、補助金の増額と早期支給。
- ・ボランティア100パーセント、支出負担に限界を感じる。
- ・人件費が計上出来ないので後任を育てられない。

問34 今、DV防止のために地方公共団体が最も取り組むべきと貴団体が考えることは何ですか。

< DV施策・行政窓口等に関する事 >

- ・政策決定の場への理解を深めること。
- ・配偶者暴力相談支援センターの設置。
- ・基本計画策定。
- ・DV対策予算の確立。
- ・DV施策に対し予算を増額してほしい。
- ・行政の対応として、ワンストップ窓口が必要だと思います。
- ・DV担当課を設置し、ワンストップサービスが実施できるようにすること。
- ・公的施設に入所できるDV被害当事者の入所要件を拡充すること。
- ・二次被害の防止。
- ・行政職員の研修が必要です。行政職員の当事者意識が必要だと思います。
- ・「処置する、措置する」等、公的相談機関がDV被害当事者を「物のように扱う」ことに非常に怒りを感じず。当事者は「人権回復」自分を取り戻す能力があり、公的民間ともに支援者というより「共に生きる」という視点が必要。上下関係は厳禁。人として平等であり、尊重しなければならない。
- ・都道府県及び市町村の施策に大きな温度差が生じている。

< 民間団体への補助に関する事 >

- ・助成金の増額。
- ・民間シェルターへの運営費補助。
- ・退所後のサポート費用はありがたい。
- ・シェルターは小さいもので沢山ある方がいい。その際の費用は地方公共団体が出してほし

- い。シェルターの管理者・スタッフに被害女性がいるうちのシェルターなどは特に思う。
回復しつつある被害女性の働く場としてシェルタースタッフになってもらっている。
- ・民間支援団体への支援がおざなりなので真剣に対応すべき。
 - ・現在、入所者すべてに委託有。

< 自立支援に関すること >

- ・自立支援（住宅・就労・精神的回復のためのサポート・G）
- ・公的自立支援貸付金制度の拡充。
- ・啓発教育のほか相談から自立支援までの事業をすべて民間委託したらどうか。
- ・法律ができて、その解釈は被害女性の側にたって考えてほしいと思います。
- ・緊急一時保護から生活再建へ当事者の自立の為の住宅・仕事・子育て支援などの対応が必要と考えます。再び加害者の元に戻らなくてもよい施設こそ DV 防止につながると考えます。
- ・公営住宅への優先入居支援制度をつくること。

< 関係機関の連携に関すること >

- ・DV 施策連絡会に民間団体、DV 被害当事者団体を加え、拡充すること。
- ・関連機関のネットワーク。
- ・ネットワークといいながら年 1 ~ 2 回の会議では顔合わせ程度では成果が余りない。

< 啓発・広報等に関すること >

- ・市民への DV についての啓発。
- ・DV について、常に広く知らせること。人権教育の徹底。市報 etc のお知らせにいつもコラムをとってのせ続ける。学校教育にもりこんでもらうこと。
- ・「DV は犯罪」ということを町内回覧などしたら、又、近所で DV らしい家庭があったら通報（警察などに）このような事も回覧で。
- ・予防教育。
- ・未然防止。
- ・加害者の処罰（こちらは法的なことですが）
- ・地方公共団体が組織や団体に呼びかけ、それぞれの男性が自ら DV 防止や被害者救済に取り組めるよう、研修や啓発活動を行って欲しい。

第4章 調査結果から見える現状と課題

男女共同参画社会を実現する上で、配偶者からの暴力（DV）は克服すべき重要な課題であり、岡山市においてもさまざまなDV施策を実施している。

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）によれば、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割とされている。本市では、平成14年に男女共同参画相談支援センターを設置し相談業務を開始するとともに24時間体制でDV被害者の緊急一時保護を既の実施していることから、これらの充実もさることながら、今後の課題は地域における継続的な自立支援が中心になると考えられる。

こうした点を踏まえつつ、本調査結果から見えるDV被害者への支援について考察を加えたい。

【DV被害者の自立に関する支援について】

自立に関する支援としておこなわれている経済的支援のうち、実施割合が高いのは「生活用品の提供」「食料品の提供」「引越し運搬手伝い」となっている。特にシェルター入居中は生活用品と食料品の提供をおこなっている団体が8割を超えており、まさにDV被害者の生活を支えるための重要な支援となっていると思われる。

精神的支援を見ると、シェルター入居中に各種機関への同行をおこなっている団体は96.3%となっており、就業支援の項目でもハローワークへの同行をおこなっている団体の割合が最も高くなっている。このことから、同行による支援は民間団体の主な支援となっていると言える。

司法に関する支援については、「保護命令申請書類作成に関する援助」「法テラス等相談窓口の紹介」「弁護士の紹介」は9割近い団体がおこなっており、DV被害者が法的な支援を受けるための仲介役として多くの民間団体が重要な役割を担っていると言える。

次にDV被害者の同伴者への支援について、子どもを同伴した場合と高齢の親を同伴した場合を比較すると、子どもへの支援の方が充実しており、支援をおこなっていないとする団体はなかった。一方、高齢の親への支援はないとした団体は4割を超えていた。これは子どもを同伴する事例の方が多きことや、支援が必要であるケースが多いためであると考えられる。

DV被害者の自立支援に関して地方公共団体に期待することや困難に感じている点を尋ねた質問では、窓口の一元化に関すること、生活保護の認定に関すること、DV被害者の住居・就労に関すること、同伴する子どもへの支援に関することなどがあげられており、民間団体の目から被害者支援が不十分であることが浮き彫りとなっている。これらの中で、手続の一元化については、基本的な方針において、「一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者が、一か所で手続を進められるようにすることが望ましい」とされており、本市においても検討する必要がある。

住居に関する支援として、本市では市営住宅の入居者の選考に当たりその当選率を優遇

するとともに、市営住宅への目的外使用による入居を認めるなどの施策をおこなっているが、DV被害者の住のセーフティーネットの構成・強化をめざして、「岡山市住宅基本計画」に掲げる「保証会社との連携による家賃債務保証」についても検討していく必要がある。

また、DV被害者が市男女共同参画相談支援センターでの相談時に併設する託児室を利用した際の利用率については、男女共同参画相談支援センター所長が必要と認めた場合には、全額を民間の基金から支出している。こうした支援を継続しつつ、同伴した子どもへの支援の充実についてさらに研究する必要がある。

【外国人・障害者に対する相談について】

外国人のDV被害者への対応が可能としたのは約3分の2の団体となっており、一部の団体を除き相談件数は少ない。しかし、外国人のDV被害者への対応に関して地方公共団体に期待することを尋ねた質問では、多くの団体から通訳の確保があげられている。通訳に求めるレベルの記述には違いがあるものの、外国人のDV被害者への通訳の安定的な確保が当面の課題となることは明らかである。

本市における外国人からのDVに関する相談件数は年に数件となっており、その対応は国際課の通訳（英語、中国語、ハングル）と連携しておこなっている。しかし、この3言語以外の外国語及び市庁の閉庁日（男女共同参画相談支援センターは土日・祝日も閉館）については対応できない状況にある。この点について、改善策を検討していく必要がある。

また、障害者のDV被害者への対応については、約6割の団体が可能としているが、支援が困難である状況が見られる。相談件数は少ないものの、障害の状況に応じて関係機関が連携して対応する必要性が高く、その連携体制づくりが課題と考えられる。

本市においても対応が困難な事例に関しての連携体制は十分には構築されていないため、庁内の連携体制を中心に、その有効なあり方を検討していく必要がある。

【DV防止について】

自身がDV加害者更正に取り組んでいるという団体はなかったが、DV加害者更正に対する意見は多く寄せられた。加害者更正については、国において研究段階であり、回答も加害者更正プログラムの実施を求めるものから、これに慎重なものまで意見が分かれている。

それとは対照的に、デートDV防止については、学校教育で取り組んでほしいとの意見が大勢を占めている。

DV加害の防止は非常に困難な問題であるが、被害者の安全を第一としつつ市町村においても何らかの取組について検討を始めていくことが必要となってきたと考えられる。また、若年層へのデートDV防止の取組を学校と連携し進めていくことが課題となっていると言える。

本市では「男女平等教育指導の手引」を作成し、小学校と中学校において男女平等教育に取り組んでおり、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（新さんかくプラン）で、小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合を100%とすることを目標としている。DV防止については中学校で学習主題の一つに位置付けているが、全クラスに占める授業の実施率は約3割（平成19年度）となっており、

他の学習主題と比べると低調な状況にある。実施率の上昇にむけて、デートDVやコミュニケーション技術を中心とするなど、授業として取り組みやすいプログラムについてさらに研究する必要がある。

【シェルター及びステップハウスについて】

シェルターとしての機能は、ほぼ全ての団体が持っている一方で、ステップハウスとしての機能は約3分の2の団体に減少する。これは、当該施設の所在地の地理的条件や、各自治体の地理的条件、DV施策の進展度合い等により、必要とされている支援の機能が異なることが一因と考えられる。

本市では、シェルターやステップハウス機能を持つ施設は被害者が自立に向かう際の重要な社会的資源であることから、平成19年度からDV被害者民間シェルター運営支援事業補助金を交付して、民間団体の活動の支援を開始した。

地方公共団体に期待することを尋ねた質問で「民間団体への補助金の拡充」など経済的支援を求める回答が多数あることから、補助金の交付という方法を含め、その機能が継続して維持されるために地方公共団体から民間団体への支援が行われることが望ましいと言える。

【スーパーバイズ・研修について】

相談については、すべての団体がおこなっていると回答しており、夜間や休日などの相談も約3分の1の団体が行っている。また、24時間体制の相談や、事実上24時間対応している団体も複数ある。こうした相談体制は、DV被害者にとって大変心強いものであると思われるが、相談員にとっては負担が大きいことが推察される。

そこで、スーパーバイズの実施方法についてみると、約半数の団体が独自で実施しており、地方公共団体と合同で実施しているのは約3分の1の団体となっている。スーパーバイズや研修は、相談員の燃え尽き等の防止や資質向上等に有益であると考えられているので、こうした面で民間団体と地方公共団体が協力する手法は、相談員等の支援者が心身ともに健康な状態で継続的に被害者支援をおこなう上で有効な方法であると考えられる。

【おわりに】

調査の回答からは、それぞれの地域で親身になってDV被害者支援に尽力されている方々の姿が目につくような内容が多く見られた。また、そうした骨身を惜しまない支援活動をおこなわれていることから、DV被害者への地方公共団体の対応に関するもどかしさや不満を記述された内容も散見された。一方で、地方公共団体との連携が上手くなされていると思われる団体の回答からは、充実したDV被害者支援策やその活動の充足感が感じられた。

民間団体と地方公共団体の連携について期待することとして、連携の強化や顔の見える関係の構築を求める声は多く、こうした要望に呼応し、DV被害者支援団体やDV被害者への理解者と地方公共団体が良好な関係を築き連携することで、その自治体内のDV被害者にとってより有効な支援がなされるという相乗作用が生まれてくると言えよう。

D V被害者支援等に関する調査について（お願い）

平成20年12月
岡 山 市

日頃から、D V被害者支援及びD V防止にご尽力されていることに対しまして、深く敬意を表します。

さて、岡山市では、全国の都市に先がけて配偶者暴力相談支援センターを設置するなど、これまでD V被害者への相談支援体制を整えてきました。こうした中、改正D V防止法が施行され、市町村においても、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされたことから、本市では同計画の策定を検討しております。

そこで、D V被害者支援及びD V防止にあたっては民間のD V被害者支援団体との連携は不可欠であるとの認識のもと、民間団体と地方公共団体との連携のあり方や、より有効なD V被害者支援策等について、その実状及び課題を把握することを目的に、本調査を実施することといたしました。調査票は、全国女性シェルターネットのご協力を得て、同ネットのメンバーである団体に送付させていただきました。

つきましては、お忙しい中恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、平成21年1月7日（水）までに投函してください。

先進的な取り組みをされている団体には、後日、電話による聞き取り調査をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

調査結果のとりまとめにあたっては、個々の団体が特定されないよう配慮します。ご回答いただきました団体の皆様には、調査結果をお送りさせていただきます。この調査についてのご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

岡山市役所 男女共同参画課

〒700-8544 岡山県岡山市大供一丁目1番1号

電話 (086) 803-1115

FAX (086) 803-1744

E-mail danjo@city.okayama.okayama.jp

問4 次にあげるDV被害者からの入居の申し出に対して、これまでに入居を断ったことがありますか。あてはまるものすべてにチェックし、その件数を記入してください。また、断った事例がある場合は、その理由について可能な範囲で記入してください。

a:身体的障害のある被害者〔 件〕 b:外国人の被害者〔 件〕
 c:子どもを同伴した被害者〔 件〕
 ↳〔 男子の年齢 歳以上 女子の年齢 歳以上〕
 d:親を同伴した被害者〔 件〕 事例なし

断った
 具体的
 理由

2

DV被害者の自立に関する貴団体の支援についてお尋ねします。

問5 下表にあげる**経済的支援、精神的支援、就業支援、司法に関する支援**をおこなっていますか。シェルター（ステップハウスを含む）入居中及び退去後について、おこなっているものすべてにチェックしてください。また、経済・精神・就業・司法以外に行っている支援があれば、その他支援の欄に記入してください。

| | | 支援の内容 | 入居中 | 退去後 |
|-------|--|--------------------------------|-----|-----|
| 経済的支援 | | 自立支援金の無償提供 | | |
| | | 自立支援金（DV被害当事者サポートPMJ基金を除く）の貸付け | | |
| | | 生活用品（衣類・食器・自転車等）の提供 | | |
| | | 食料品の提供 | | |
| | | 引越し〔 費用 運搬手伝い〕 | | |
| | | 引越し〔 費用 運搬手伝い〕 | | |
| | | 上記以外〔 〕 | | |
| | | 上記以外〔 〕 | | |
| 精神的支援 | | 継続的相談〔 面接 電話 メール〕 | | |
| | | 継続的相談〔 面接 電話 メール〕 | | |
| | | 自宅からの荷物の引き取り〔 同行 代行〕 | | |
| | | 自宅からの荷物の引き取り〔 同行 代行〕 | | |
| | | 各種機関（役所）への同行 | | |
| | | 医療的カウンセリング | | |
| | | 自助グループ運営 | | |
| | | 上記以外〔 〕 | | |
| | | 上記以外〔 〕 | | |

問21 デートDV防止のための啓発活動をしていますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。

| | | |
|--------------|------------------|---------|
| 講演会（出前講座を含む） | ワークショップ（出前講座を含む） | |
| パンフレットの作成・配布 | リーフレットの作成・配布 | |
| 相談カードの作成・配布 | パネル展示 | 映像教材の制作 |
| その他〔 | | 〕 |

問22 学校が行うデートDV防止教育の講師を貴団体から派遣したことはありますか。「はい」の場合、その対象について、あてはまるものすべてにチェックしてください。

| | | | |
|-----|----|-------|----------|
| いいえ | はい | 小学生 | 中学生 |
| | | 高校生 | 短大・専門学校生 |
| | | 大学生 | 教職員 |
| | | P T A | |
| | | その他〔 | 〕 |

問23 デートDV防止やデートDV被害者への対応に関して、貴団体が地方公共団体に期待することや、実際に困難を感じている点があれば記入してください。

[]

7

貴団体と地方公共団体(貴団体の所在地の市町村または都道府県のことを指す。以下同じ。)との連携等についてお尋ねします。

問24 次の業務について、地方公共団体から委託されていますか。「はい」の場合、平成19年度の受託金額(ない場合は0万円)を記入してください。

DV防止法に基づくDV被害者の一時保護業務

いいえ

はい 受託金額〔市町村から 万円〕

受託金額〔都道府県から 万円〕

DVに関する相談業務

いいえ

はい 受託金額〔市町村から 万円〕

受託金額〔都道府県から 万円〕

問25 問24 の業務以外で平成19年度に地方公共団体から委託されている業務があれば、その内容と受託金額（ない場合は0万円）を記入してください。

| | | |
|----|----------|---|
| ない | 業務 内容 | 〔 |
| ある | | |

受託金額〔市町村から 万円〕

受託金額〔都道府県から 万円〕

問26 地方公共団体のDV相談窓口が開いていない時間帯（夜間・休日等）に、相談を実施していますか。あてはまるものすべてにチェックしてください。

| | | | |
|---------|---|------|------|
| 夜間相談 | 〔 | 時まで〕 | 休日相談 |
| 年末年始の相談 | | その他〔 | 〕 |
| 実施していない | | | |

問27 貴団体の相談員に対して、スーパーバイズ、または、研修を実施していますか。

| | | |
|---------|-----|----|
| スーパーバイズ | いいえ | はい |
| 研修 | いいえ | はい |

問28 問27でスーパーバイズまたは研修を実施していると回答した団体にお尋ねします。どのような形で実施していますか。それぞれあてはまるものすべてにチェックしてください。

スーパーバイズの実施方法

| | |
|-------------|---------------------|
| 独自で実施 | 他の民間団体と合同実施 |
| 地方公共団体と合同実施 | 地方公共団体及び他の民間団体と合同実施 |
| その他〔 | 〕 |

研修の実施方法

| | |
|-------------|---------------------|
| 独自で実施 | 他の民間団体と合同実施 |
| 地方公共団体と合同実施 | 地方公共団体・他の民間団体の事業に参加 |
| その他〔 | 〕 |

問29 民間のDV被害者支援団体と地方公共団体の連携に関して、貴団体が特に市町村に期待することがあれば記入してください。

〔

〕

岡山市のDV対策事業の現状

- 1 男女共同参画相談支援センター
 - ・事業の内容 配偶者からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する人権侵害に関する相談に応じ、情報提供その他の支援を行う。所長、主事各1名（さんかく岡山職員兼務）、相談員（嘱託員）4名を配置。
 - ・設置年月日 平成14年4月1日
 - ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第21条
- 2 配偶者暴力相談支援センター
 - ・事業の内容 改正DV防止法の施行（平成16年12月2日）により、市町村が設置する適当な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが可能となったことを受け、市の男女共同参画相談支援センターにおいて配偶者暴力相談支援センター業務を行う。
 - ・設置年月日 平成16年12月2日
 - ・根拠条例等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第2項
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例施行規則第11条
- 3 緊急一時保護（シェルター機能）
 - ・事業の内容 DV被害者からの申し出により、配偶者暴力防止法による一時保護が開始されるまでの間、当該被害者とその同伴する家族を市が指定した保護施設において保護する。
当該緊急一時保護は相談専用電話（相談ほっとライン）により24時間対応で実施する。
市が緊急一時保護を決定した場合においては、市の依頼に基づき、両備グループタクシー関連各社がDV被害者を保護施設へ移送する。
（「10 DV被害者緊急一時保護連携業務」を参照）
 - ・開始年月日 平成14年4月1日
 - ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第23条
- 4 DV防止法による一時保護の受託（シェルター機能）
 - ・事業の内容 DV防止法に規定する県女性相談所（売春防止法上の婦人相談所）が実施する一時保護業務について、県女性相談所からの委託により、市施設において実施する。
 - ・開始年月日 平成14年7月1日
 - ・根拠条例等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項
- 5 自立支援のための保護（ステップハウス機能）
 - ・事業の内容 配偶者暴力防止法による接近禁止の保護命令を受けた被害者及びその同伴する家族を、当該保護命令の効力が有する間、市施設において保護する。
 - ・開始年月日 平成14年4月1日
 - ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第24条
- 6 公営住宅の優先入居等（ステップハウス機能）
 - ・事業の内容 配偶者暴力防止法による保護命令の決定を受けた被害者について、岡山市営住宅条例及び同施行規則の規定の緩やかな運用により、入居者の選考に当たりその当選率を優遇する。
 - ・開始年月日 平成14年9月
 - ・根拠条例等 岡山市営住宅条例第8条第4項、同施行規則第5条第1項第3号
- 7 再生品等の優先的無償提供（ストックハウス機能）
 - ・事業の内容 「東部リユースプラザ」において有償又は無償により提供している家具、家電製品などの再生品等を、DV被害者に対して無償で優先的に提供する。
当該再生品等の提供は、本市男女共同参画相談支援センターの所長がDV被害者の自立のために生活用品の支給が必要であると認めた者に対して行う。

- ・開始年月日 平成15年1月6日
 - ・根拠条例等 東部リユースぶらざにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱第4条
- 8 DV被害者サポーター等養成・活用事業
- ・事業の内容 DV被害者サポーター養成講座を開催し、DV被害者を直接又は間接に支援する市民ボランティアを養成する。平成15年度は、岡山県がDVの基礎知識の習得をめざす基礎講座を、岡山市がDV被害者に直接関わる力の修得をめざすフォロー講座を担当。平成16年度は、岡山県が基礎講座を、県下10市で構成する岡山県都市DV被害者サポーター養成事業実行委員会がフォロー講座を実施。平成17年度以降は県下各市で構成する実行委員会が実施。
 - ・開始年月日 平成15年7月
 - ・根拠条例等 なし
- 9 住民票等交付制限
- ・事業の内容 DV及びストーカー行為等の加害者によるその被害者の住所の探索を防止するため、当該加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求については、不当な目的によることが明らかであるとして、住民基本台帳法の規定に基づき、それらの請求を拒む。
 - ・開始年月日 平成16年7月1日(要綱実施)、平成16年10月1日(条例実施)
 - ・根拠条例等 岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例(平成16年10月1日施行)
住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)、戸籍の附票の写しの交付に関する省令第2条(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)
住民基本台帳法第11条第3項(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)、第12条第5項(住民票の写し等の交付)、第20条第2項(戸籍の附票の写しの交付)
- 10 DV被害者緊急一時保護連携業務
- ・事業の内容 市が「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」の規定に基づいてDV被害者の緊急一時保護を決定した場合において、市の依頼に基づき、両備グループタクシー関連各社がDV被害者を移送。
DV被害者の移送に係る費用は両備グループが負担。
市が保有する個人情報(保有個人情報)の適正管理。
連携業務に従事する従業員に対しては事前研修を実施。
 - ・開始年月日 平成16年12月2日
 - ・根拠条例等 DV被害者緊急一時保護連携協定書(平成16年12月1日締結)
保有個人情報の取扱委託に関する覚書(平成16年12月1日締結)
- 11 目的外使用による公営住宅への入居(ステップハウス機能)
- ・事業の内容 DV防止法による保護命令の決定を受けた被害者または一時保護が終了した者若しくは本市施設による保護が終了した者について、市営住宅への目的外使用による一時入居を認める。
 - ・開始年月日 平成18年3月29日
 - ・根拠条例等 配偶者からの暴力被害者の岡山市市営住宅の目的外使用に関する取扱方針(平成18年3月29日決裁)
配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知)
- 12 DV被害者民間シェルター運営支援事業
- ・事業の内容 民間シェルターを運営する民間団体に対し、その運営を支援するため、補助金を交付することにより、民間団体と連携・協力してDV被害者等の保護・自立支援策の充実を図る。
 - ・開始年月日 平成19年6月1日
 - ・根拠条例等 岡山市DV被害者民間シェルター運営支援事業補助金交付要綱

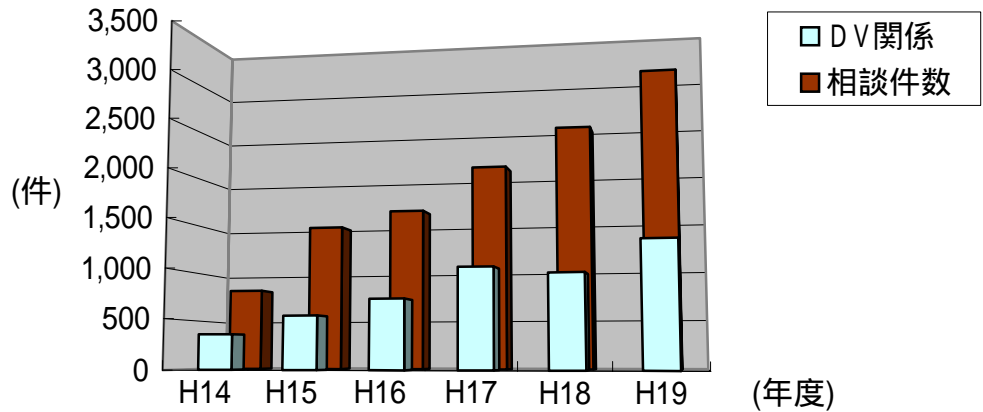
【データで見る岡山市のDV対策事業】

相談関係

男女共同参画相談支援センターにおける相談件数は年々増加しており、相談業務開始時の約3.5倍となっている。

DV関係相談件数は増加傾向にあり、約3.7倍となっている。

男女共同参画相談支援センターにおける相談件数

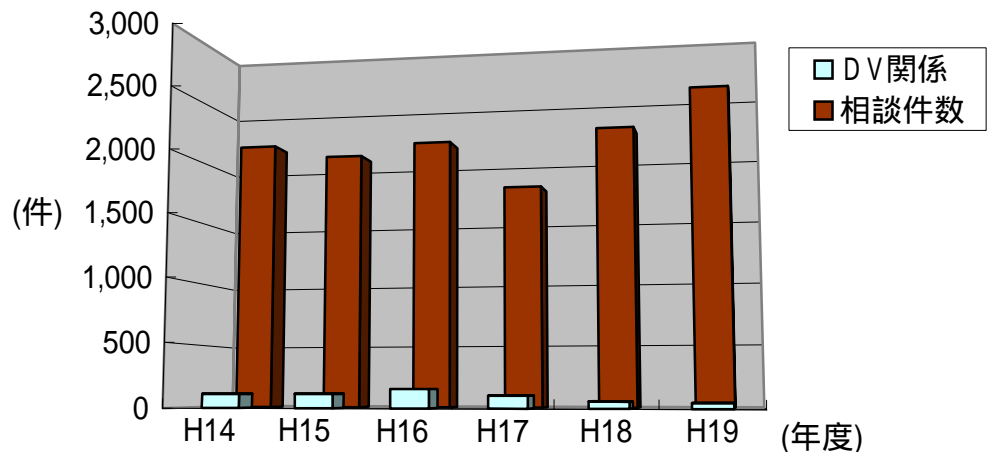


| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| □ DV関係 | 351 | 532 | 691 | 991 | 926 | 1,236 |
| ■ 相談件数 | 823 | 1,484 | 1,642 | 2,085 | 2,474 | 3,035 |

<参考> デートDVの相談件数は、H18年度15件、H19年度54件となっています。

福祉事務所の女性相談におけるDV関係の相談件数が減少しているのは、配偶者暴力相談支援センター機能をもつ男女共同参画相談支援センターが周知されてきたことが一因と考えられる。

福祉事務所における女性相談件数



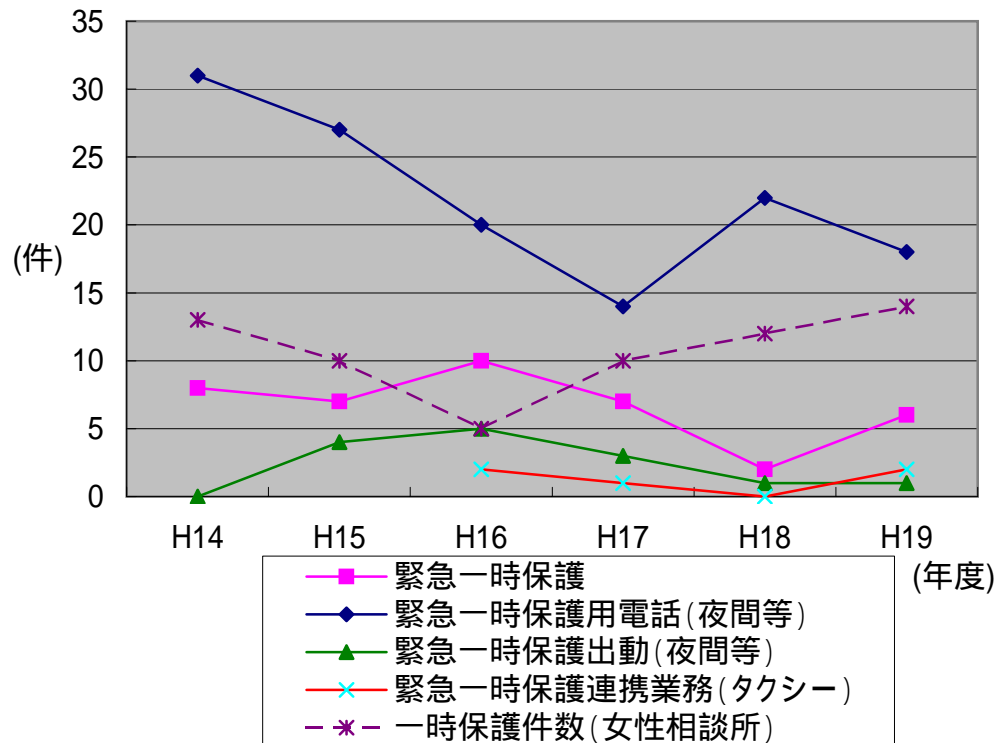
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| □ DV関係 | 108 | 109 | 145 | 96 | 53 | 43 |
| ■ 相談件数 | 2,168 | 2,064 | 2,155 | 1,768 | 2,227 | 2,530 |

とも、DV関係の相談件数は内数。

保護関係

夜間や男女共同参画相談支援センターの休館日にかかる緊急一時保護用電話は、開設当初に比べ減少している。これは、相談時にDV被害者に対して適切な情報提供を行っていることが一因と考えられる。

緊急一時保護に関する各事務別件数



| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 緊急一時保護 | 8 | 7 | 10 | 7 | 2 | 6 | 40 |
| 緊急一時保護用電話(夜間等) | 31 | 27 | 20 | 14 | 22 | 18 | 132 |
| 緊急一時保護出動(夜間等) | 0 | 4 | 5 | 3 | 1 | 1 | 14 |
| ×緊急一時保護連携業務(タクシー) | - | - | 2 | 1 | 0 | 2 | 5 |
| *一時保護件数(女性相談所) | 13 | 10 | 5 | 10 | 12 | 14 | 64 |

DV防止法による一時保護の受託

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | 5 | 5 | 3 | 8 | 1 | 4 | 26 |
| 人数 | 16 | 15 | 10 | 21 | 3 | 10 | 75 |

保護命令に関する書面の裁判所への提出

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | - | - | 1 | 14 | 6 | 5 | 26 |

自立支援関係

市営住宅の優遇抽選

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | - | - | 2 | 3 | 8 | 7 | 20 |

目的外使用による市営住宅への入居

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | - | - | - | - | 3 | 1 | 4 |

再生品等の優先的無償提供

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | 0 | 1 | 5 | 5 | 10 | 13 | 34 |

その他

住民票の交付制限の申請は1年更新となっており、件数は新規と継続を合わせた各年度の申請数である。

住民票等の交付制限

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | - | - | 21 | 55 | 50 | 83 |
| DV関係 (内数) | - | - | 18 | 42 | 36 | 64 |

DV被害者サポーター登録人数

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | - | - | 20 | 25 | 37 | 36 |

民間シェルター運営支援

H19年度:1団体 650,000円

DV被害者緊急支援資金提供とは、市が行う緊急一時保護実施時の食事代金等の提供である。

サンフラワー基金(民間基金)による自立支援金支給等

DV被害者緊急支援資金提供

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|----|--------|--------|-----|--------|--------|--------|---------|
| 件数 | 14 | 12 | 1 | 14 | 11 | 10 | 62 |
| 金額 | 45,835 | 35,934 | 414 | 24,991 | 15,352 | 20,641 | 143,167 |

DV被害者自立支援金支給

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 合計 |
|----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 件数 | - | 5 | 17 | 18 | 10 | 24 | 74 |
| 金額 | - | 150,000 | 510,000 | 645,000 | 380,000 | 890,000 | 2,575,000 |

DV被害者自立支援金支給とは、男女共同参画相談支援センター長が自立のために資金が必要と認められた者に対して、大人一人当たり3万円、子ども一人当たり5千円を支給する。ただし、同一のDV被害につき1回を限度。

D V 被害者支援等に関する調査グループ員 (50 音順)

赤井 藤子 (おかやまライフ21・ネットワーク)

青木 美智子 (おかやまライフ21・ネットワーク)

梶上 忍 (D V 被害者サポーター)

〔代表〕坂根 阿喜子 (岡山市女性大学三期会)

為清 淑子 (CAP おかやま、子育て応援隊 K a r a ²)

〔副代表〕中原 聡子 (おかやまライフ21・ネットワーク)

山下 明美 (CAP おかやま、子育て応援隊 K a r a ²)

助言者

中山ちなみ (ノートルダム清心女子大学文学部現代社会学科 講師)

この調査は、岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」登録団体員及び岡山市に登録しているD V 被害者サポーターで構成するD V 被害者支援等に関する調査グループと協働して行った。

D V 被害者支援等に関する調査報告書

平成 21 年 3 月発行

発行 岡山市市民局男女共同参画課

〒700-8544

岡山市大供一丁目 1 番 1 号

TEL 086-803-1115 FAX 086-225-1699

E-mail danjo@city.okayama.jp